

エマージング・ボンド・ファンド・ カレンシー・セレクション

ケイマン諸島籍契約型オープンエンド型外国投資信託

米ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオ
豪ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオ

運用報告書 (全体版)

作成対象期間 第 10 期

(自 2018年 8 月 1 日)
(至 2019年 7 月31日)

管理会社

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション（以下「ファンド」といいます。）のサブ・ファンドである米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオおよび豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ（以下、個別にまたは総称して「サブ・ファンド」といいます。）は、このたび、第10期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

ファンド形態	ケイマン諸島籍契約型外国投資信託	
信託期間	サブ・ファンドは、管理会社が受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、2024年6月30日に終了します。ただし、請求目論見書に定めるいずれかの方法により当該日までに終了する場合を除きます。償還金の支払いについては、償還日以降、相応の日数がかかることがあります。	
運用方針	サブ・ファンドの投資目的は、ケイマン諸島のユニット・トラストであるビムコ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるビムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド BのクラスD（BRL）受益証券またはクラスA（BRL）受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての新興国債券に投資することにより、最大限のトータル・リターンを追求することにあります。	
主要投資対象	サブ・ファンド	ビムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドBのクラスD（BRL）受益証券またはクラスA（BRL）受益証券
	フィーダー・ファンド	ビムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（M）
	マスター・ファンド	エマージング証券市場を有する国と経済的な結びつきを有する発行体の固定利付金融商品またはかかる証券のデリバティブ
ファンドの運用方法	サブ・ファンドは、フィーダー・ファンドへの投資を通じて、主として米ドル建ての新興国債券に投資します。 サブ・ファンドは、フィーダー・ファンドへの投資を通じて、米ドルに対しブラジルリアルで為替取引を行います。	
主な投資制限	サブ・ファンドに適用される投資制限は以下のとおりです。 （イ）サブ・ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、サブ・ファンドの純資産総額を超えないものとします。 （ロ）サブ・ファンドの純資産総額の10%を超えて、借入れを行うものではありません。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的に、かかる10%を超える場合はこの限りではありません。 （ハ）管理会社の運用する証券投資信託およびミューチュアル・ファンドの全体において、一発行会社の議決権総数の50%を超えて投資を行ってはなりません。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されません。 （注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。 （ニ）サブ・ファンドは、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に対しその純資産の15%を超えて投資を行いません。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準（随時改訂または修正されることがあります。）（外国証券の取引に関する規則第16条）に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではありません。 （注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。 （ホ）投資対象の購入、投資および追加の結果、サブ・ファンドの資産額の50%を超えて、日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号（改正済））第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行いません。 （ヘ）管理会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害するサブ・ファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止されます。 （ト）サブ・ファンドは、日本証券業協会の「外国証券の取引に関する規則」（改訂済）第16条第9号に従い、信用リスクを管理する方法として管理会社が定めた合理的な方法に反する取引を行いません。 サブ・ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はありません。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にサブ・ファンドに適用される制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じるものとします。	

分配方針	管理会社は、その裁量により、毎月20日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）に、純投資収入、純実現・未実現キャピタルゲインおよび配当可能資本から分配を宣言することができます。 分配は、分配宣言（同日を含みます。）から5営業日以内に受益者（日本においては、日本における販売会社）に対して行われます。
-------------	--

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■当期の1口当たり純資産価格等の推移について

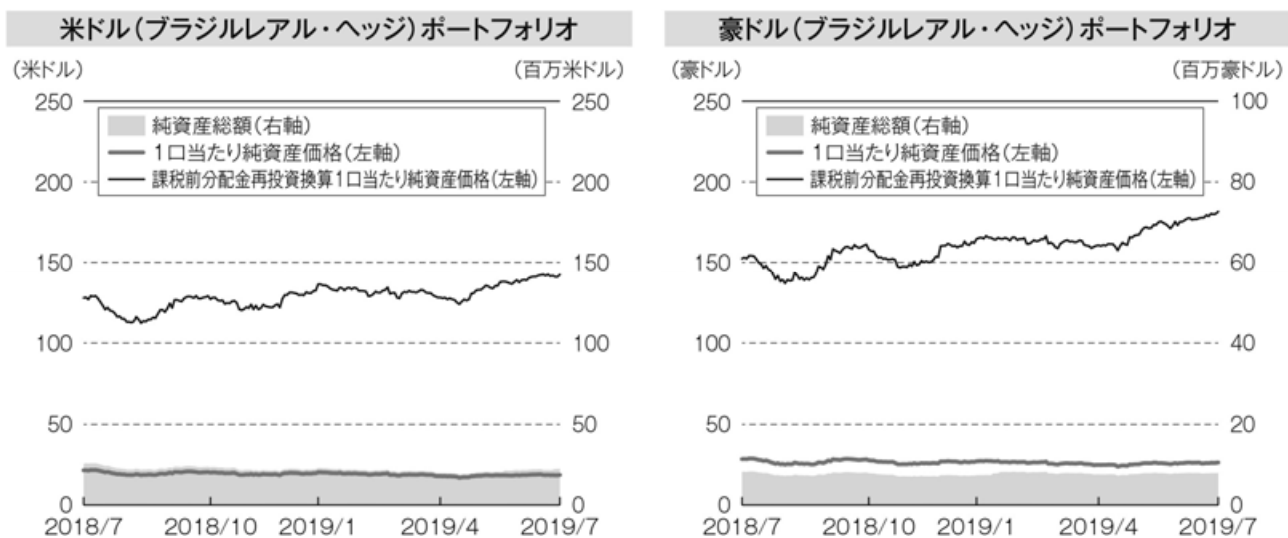
*騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。

*1口当たり分配金合計額は、税引前の1口当たり分配金の合計額を記載しています。以下同じです。

*課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したもので、サブ・ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。

*課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、当初発行価格（米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオは100米ドル、豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオは100豪ドル）を起点として計算しています。

*サブ・ファンドにベンチマークは設定されていません。



	第9期末の 1口当たり純資産価格	第10期末の 1口当たり純資産価格	第10期中の 1口当たり分配金合計額	騰落率
米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ	21.57米ドル	18.67米ドル	4.80米ドル	11.31%
豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ	28.50豪ドル	26.39豪ドル	6.60豪ドル	19.15%

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

[上昇要因]

- ・債券利子収入を獲得したこと
- ・米国債金利が低下したこと（債券価格の上昇）
- ・米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引によるプレミアムを享受したこと
- ・エマージング債券のスプレッド（米国債に対する上乗せ金利）が縮小したこと
- ・豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオについては、ブラジルレアルが対豪ドルで上昇したこと

[下落要因]

- ・米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオについては、ブラジルレアルが対米ドルで下落したこと

■分配金について

当期（2018年8月1日～2019年7月31日）の1口当たり分配金（税引前）はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

<米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ>

（金額：米ドル）

分配落日	1口当たり 純資産価格 ^(注1)	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格比率 ^(注2))	分配金を含む 1口当たり純資産価格 の変動額 ^(注3)
2018年8月20日	19.78	0.40 (1.98%)	－1.19
2018年9月20日	18.73	0.40 (2.09%)	－0.65
2018年10月22日	20.49	0.40 (1.91%)	2.16
2018年11月20日	19.41	0.40 (2.02%)	－0.68
2018年12月20日	18.88	0.40 (2.07%)	－0.13
2019年1月22日	19.38	0.40 (2.02%)	0.90
2019年2月20日	19.59	0.40 (2.00%)	0.61
2019年3月22日	18.67	0.40 (2.10%)	－0.52
2019年4月23日	18.04	0.40 (2.17%)	－0.23
2019年5月20日	16.97	0.40 (2.30%)	－0.67
2019年6月20日	18.45	0.40 (2.12%)	1.88
2019年7月22日	18.68	0.40 (2.10%)	0.63

（注1）当該分配落日が評価日でない場合には、当該分配落日の直後の評価日における1口当たり純資産価格とします。下記（注2）から（注4）を含め、以下本「分配金について」において同様とします。

（注2）「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、サブ・ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率（％）＝ $100 \times a / b$

a＝当該分配落日における1口当たり分配金額

b＝当該分配落日における1口当たり純資産価格＋当該分配落日における1口当たり分配金額

以下同じです。

（注3）「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額＝ $b - c$

b＝当該分配落日における1口当たり純資産価格＋当該分配落日における1口当たり分配金額

c＝当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

以下同じです。

（注4）2018年8月20日の直前の分配落日（2018年7月20日）における1口当たり純資産価格は、21.37米ドルでした。

<豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ>

（金額：豪ドル）

分配落日	1口当たり 純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格比率)	分配金を含む 1口当たり純資産価格 の変動額
2018年8月20日	26.54	0.55 (2.03%)	－1.20
2018年9月20日	25.19	0.55 (2.14%)	－0.80
2018年10月22日	28.30	0.55 (1.91%)	3.66
2018年11月20日	26.11	0.55 (2.06%)	－1.64
2018年12月20日	25.93	0.55 (2.08%)	0.37
2019年1月22日	26.48	0.55 (2.03%)	1.10
2019年2月20日	26.67	0.55 (2.02%)	0.74
2019年3月22日	25.64	0.55 (2.10%)	－0.48
2019年4月23日	24.77	0.55 (2.17%)	－0.32
2019年5月20日	23.87	0.55 (2.25%)	－0.35
2019年6月20日	25.97	0.55 (2.07%)	2.65
2019年7月22日	25.84	0.55 (2.08%)	0.42

（注）2018年8月20日の直前の分配落日（2018年7月20日）における1口当たり純資産価格は、28.29豪ドルでした。

■投資環境について

【債券市況】

- ・エマージング債券市況の代表的な指数である J P モルガン EMB I グローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）は、前期末に比べ10.98%の上昇となりました。
- ・期初、F R B（米連邦準備制度理事会）による利上げやインフレ圧力の高まりなどを背景に米国金利は上昇しました。しかし、2019年に入り F O M C（米連邦公開市場委員会）で利上げの中断やバランスシート縮小を早期に終了する可能性が示唆されたことなどをきっかけに米国金利は大幅に低下する展開となり、期を通じてみると米国金利は低下しました。
- ・F R B が緩和的な金融政策に転換したことなどがプラス要因となり、エマージング債券のスプレッド（米国債に対する上乗せ金利）は縮小しました。米国金利の低下やスプレッドの縮小がプラス要因となり、エマージング債券市況は上昇しました。

【為替市況】

（ブラジルレアル）

- ・期中、米中貿易摩擦の激化や中国の景気減速懸念などを背景に、資源輸出の低迷懸念などが高まったことを受けてブラジルレアルは対米ドルで下落しました。

【為替取引によるプレミアム／コスト】

（ブラジルレアル）

- ・ブラジルレアルの短期金利は米ドルの短期金利に対して高位で推移したため、これら 2 通貨間の短期金利差は為替取引によるプレミアムとなりました。なお、米ドルの短期金利は上昇した一方、ブラジルレアルの短期金利は低下したことから、米ドルとブラジルレアルの短期金利差は前期末より縮小しました。

■ポートフォリオについて

＜各ポートフォリオ＞

- ・各ポートフォリオは、各フィードー・ファンドへの投資を通じて、主として米ドル建ての新興国債券に実質的な投資を行いました。また、一部のポートフォリオでは、各フィードー・ファンドへの投資を通じて為替取引を行いました。

上記の結果、以下のとおりとなりました。

- 米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、前期末に比べ上昇しました。
- 豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、前期末に比べ上昇しました。

＜フィードー・ファンド＞

- ・各フィードー・ファンドは主としてマスター・ファンドへ投資を行いました。

【為替戦略】

（米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオの投資するフィードー・ファンド）

米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行った結果、米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオの1口当たり純資産価格はブラジルリアルの米ドルに対する為替相場の影響を受けました。ブラジルリアルは米ドルに対して、前期末に比べ0.16%下落し、1口当たり純資産価格にマイナスに影響しました。

（豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオの投資するフィードー・ファンド）

米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行った結果、豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオの1口当たり純資産価格はブラジルリアルの豪ドルに対する為替相場の影響を受けました。ブラジルリアルは豪ドルに対して、前期末に比べ7.69%上昇し、1口当たり純資産価格にプラスに影響しました。

【為替取引によるプレミアム／コスト】

- ・米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ、豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオの投資する各フィードー・ファンドでは、米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行いました。ブラジルリアルの短期金利は米ドルの短期金利に対して高位で推移したため、これら2通貨間の短期金利差は為替取引によるプレミアムとなりました。

＜マスター・ファンド＞

- ・経常収支黒字かつ足元で成長率が加速しているナイジェリアや、バリュエーションが割安かつIMF（国際通貨基金）による支援が見込めるアルゼンチンなどを積極姿勢としました。
- ・一方、フィリピンやマレーシアなどのアジア諸国については、相対的な割高感や米中貿易摩擦等による中国経済への影響が懸念されることなどから消極姿勢としました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

<各ポートフォリオ>

各ポートフォリオは、引き続き各フィーダー・ファンドへの投資を通じて、主として米ドル建ての新興国債券に実質的な投資を行います。また、一部のポートフォリオでは、各フィーダー・ファンドへの投資を通じて為替取引を行います。

<フィーダー・ファンド>

- ・各フィーダー・ファンドは主としてマスター・ファンドへ投資を行います。
- ・米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ、豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオの投資する各フィーダー・ファンドでは、米ドルに対しブラジルリアルで為替取引を行います。

<マスター・ファンド>

運用の基本方針に従って、引き続き米ドル建ての新興国債券を高位に組み入れた運用を行います。

- ・世界経済の成長は緩やかに持続するものの、全体的にはそのペースは減速するとの見通しを持っています。特に米国を中心とした先進国景気は成長サイクルの終盤を迎える一方、新興国では相対的に高い経済成長が継続すると見ております。また、インフレ圧力の落ち着きやバランスシートの健全化に支えられ、多くの新興国ではファンダメンタルズの改善が続いていることもプラス材料と考えられます。加えて、FRBがより緩和的な政策スタンスに転換し、米国金利や米ドルの上昇圧力が緩和したことも、新興国市場のサポート材料になると見ております。ただし、足元で米中間の貿易を巡る交渉が難航していることや個別国の政策面での不確実性などには引き続き注意が必要です。
- ・このような環境下、エマージング債券への投資に際しては、先進国をはじめとした各国の通商政策が与える影響を見極め、エマージング諸国間の選別投資が引き続き重要であると考えます。具体的には、ファンダメンタルズが改善傾向にあることに加え、今年の5月に就任したゼレンスキー大統領の政策に期待が高まるウクライナを積極姿勢とする方針です。また、経常収支黒字かつ足元で成長率が加速しているナイジェリアについても積極姿勢としています。一方、フィリピンやマレーシアなどのアジア諸国については、相対的な割高感や米中貿易摩擦等による中国経済への影響が懸念されることなどから消極姿勢としております。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
管理報酬 (副管理報酬を含みます。)、 保管報酬および 管理事務代行報酬	サブ・ファンドの純資産総額の年率 0.15%	管理報酬、保管報酬、管理事務代行報酬は、信託証書に定める管理会社、保管会社、管理事務代行会社としての業務の対価として、管理会社、保管会社、管理事務代行会社に支払われます。
受託報酬	サブ・ファンドの純資産総額の年率 0.01% (各サブ・ファンド毎に10,000米ドルを下回らないものとします。)	受託報酬は、信託証書に定める受託会社としての受託業務の対価として、受託会社に支払われます。
投資運用報酬 (副投資運用報酬を含みます。)	サブ・ファンドの純資産総額の年率 0.93% (このうちサブ・ファンドの純資産総額の年率0.59%が副投資運用報酬として副投資運用会社に支払われます。)	投資運用報酬は、関連するサブ・ファンドのポートフォリオの投資運用、資産の投資および再投資の管理業務等の対価として、投資運用会社に支払われます。 副投資運用報酬は、投資運用会社に提供する投資運用業務の対価として、副投資運用会社に支払われます。
販売報酬	サブ・ファンドの純資産総額の年率 0.5%	販売会社報酬は、投資者からの申込または買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として販売会社に支払われます。
代行協会員報酬	サブ・ファンドの純資産総額の年率 0.05%	代行協会員報酬は、ファンド証券の純資産価格の公表を行い、また、目論見書および運用報告書等を販売会社へ送付する等の業務の対価として代行協会員に支払われます。
その他の費用 (当期)	米ドル (ブラジルリアル・ヘッジ) ポートフォリオ	0.42%
	豪ドル (ブラジルリアル・ヘッジ) ポートフォリオ	0.95%
支払利息、仲介手数料・仲介報酬、斡旋手数料およびその他の類似の費用、ならびに特定の投資対象に関するデューデューリジェンス、その他の専門家報酬およびコンサルティング料を含む投資費用、その他の運営費用 (仲介手数料、弁護士報酬、監査報酬等)		

(注) 各報酬については、目論見書に定められている料率および金額を記しています。「その他の費用 (当期)」には、運用状況等により変動するものや実費となるものが含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をサブ・ファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記各会計年度末および第10会計年度中の各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

＜米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第1会計年度末 (2010年7月末日)	825,724,313.68	90,466,356	109.35	11,980
第2会計年度末 (2011年7月末日)	567,247,122.51	62,147,595	125.84	13,787
第3会計年度末 (2012年7月末日)	424,386,970.04	46,495,836	89.17	9,769
第4会計年度末 (2013年7月末日)	245,367,453.89	26,882,458	65.72	7,200
第5会計年度末 (2014年7月末日)	153,165,311.17	16,780,791	59.16	6,482
第6会計年度末 (2015年7月末日)	61,338,388.72	6,720,234	30.19	3,308
第7会計年度末 (2016年7月末日)	43,376,871.61	4,752,370	29.73	3,257
第8会計年度末 (2017年7月末日)	39,594,979.02	4,338,026	29.88	3,274
第9会計年度末 (2018年7月末日)	25,447,950.86	2,788,077	21.57	2,363
第10会計年度末 (2019年7月末日)	22,540,304.04	2,469,516	18.67	2,045
2018年8月末日	22,046,286.03	2,415,391	18.68	2,047
9月末日	22,687,507.46	2,485,643	19.49	2,135
10月末日	23,439,974.65	2,568,084	20.18	2,211
11月末日	21,864,095.54	2,395,430	18.90	2,071
12月末日	21,007,448.81	2,301,576	18.58	2,036
2019年1月末日	22,954,317.70	2,514,875	20.35	2,230
2月末日	21,993,037.51	2,409,557	19.58	2,145
3月末日	20,973,850.26	2,297,895	18.71	2,050
4月末日	19,998,411.28	2,191,026	17.95	1,967
5月末日	19,803,024.48	2,169,619	17.87	1,958
6月末日	21,647,176.42	2,371,665	18.47	2,024
7月末日	22,540,304.04	2,469,516	18.67	2,045

(注1) 上記に記載された各月末日の数値は、評価および買戻目的のため計算されたものです。そのため、各会計年度末の純資産総額および1口当たり純資産価格は、財務書類中の数値とは一致しないことがあります。

(注2) 別途定める場合を除き、米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、2019年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝109.56円および1豪ドル＝74.14円によります。以下同じです。

＜豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	千円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2010年7月末日)	252,428,811.36	18,715,072	109.35	8,107
第2会計年度末 (2011年7月末日)	189,720,292.68	14,065,862	103.31	7,659
第3会計年度末 (2012年7月末日)	129,047,209.32	9,567,560	76.24	5,652
第4会計年度末 (2013年7月末日)	85,367,381.78	6,329,138	65.70	4,871
第5会計年度末 (2014年7月末日)	54,930,240.00	4,072,528	58.59	4,344
第6会計年度末 (2015年7月末日)	18,994,056.19	1,408,219	40.76	3,022
第7会計年度末 (2016年7月末日)	13,752,168.86	1,019,586	39.41	2,922
第8会計年度末 (2017年7月末日)	11,477,706.76	850,957	37.37	2,771
第9会計年度末 (2018年7月末日)	8,246,268.18	611,378	28.50	2,113
第10会計年度末 (2019年7月末日)	7,986,846.18	592,145	26.39	1,957
2018年8月末日	7,233,199.59	536,269	25.11	1,862
9月末日	7,575,692.18	561,662	26.35	1,954
10月末日	7,898,444.17	585,591	27.79	2,060
11月末日	7,133,970.39	528,913	25.34	1,879
12月末日	7,094,553.97	525,990	25.87	1,918
2019年1月末日	7,418,656.27	550,019	27.20	2,017
2月末日	8,276,457.22	613,617	26.81	1,988
3月末日	7,863,520.47	583,001	25.62	1,899
4月末日	7,633,606.56	565,956	24.92	1,848
5月末日	7,670,021.89	568,655	25.13	1,863
6月末日	7,798,545.07	578,184	25.65	1,902
7月末日	7,986,846.18	592,145	26.39	1,957

(2) 分配の推移

下記会計年度中の期間の1口当たりの分配の額は、以下のとおりです。

<米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ>

会計年度	1口当たり分配金	
	米ドル	円
第1会計年度 (2010年1月21日～2010年7月31日)	4.70	515
第2会計年度 (2010年8月1日～2011年7月31日)	13.38	1,466
第3会計年度 (2011年8月1日～2012年7月31日)	21.48	2,353
第4会計年度 (2012年8月1日～2013年7月31日)	18.05	1,978
第5会計年度 (2013年8月1日～2014年7月31日)	15.60	1,709
第6会計年度 (2014年8月1日～2015年7月31日)	15.00	1,643
第7会計年度 (2015年8月1日～2016年7月31日)	6.00	657
第8会計年度 (2016年8月1日～2017年7月31日)	4.80	526
第9会計年度 (2017年8月1日～2018年7月31日)	4.80	526
第10会計年度 (2018年8月1日～2019年7月31日)	4.80	526

<豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ>

会計年度	1口当たり分配金	
	豪ドル	円
第1会計年度 (2010年1月21日～2010年7月31日)	4.70	348
第2会計年度 (2010年8月1日～2011年7月31日)	12.48	925
第3会計年度 (2011年8月1日～2012年7月31日)	18.96	1,406
第4会計年度 (2012年8月1日～2013年7月31日)	15.95	1,183
第5会計年度 (2013年8月1日～2014年7月31日)	13.80	1,023
第6会計年度 (2014年8月1日～2015年7月31日)	13.45	997
第7会計年度 (2015年8月1日～2016年7月31日)	7.60	563
第8会計年度 (2016年8月1日～2017年7月31日)	6.60	489
第9会計年度 (2017年8月1日～2018年7月31日)	6.60	489
第10会計年度 (2018年8月1日～2019年7月31日)	6.60	489

(3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

<米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	8,261,430 (8,261,430)	710,143 (710,143)	7,551,287 (7,551,287)
第2会計年度	3,824,334 (3,824,334)	6,868,058 (6,868,058)	4,507,563 (4,507,563)
第3会計年度	2,408,235 (2,408,235)	2,156,675 (2,156,675)	4,759,123 (4,759,123)
第4会計年度	1,786,980 (1,786,980)	2,812,298 (2,812,298)	3,733,805 (3,733,805)
第5会計年度	414,711 (414,711)	1,559,564 (1,559,564)	2,588,952 (2,588,952)
第6会計年度	432,142 (432,142)	989,656 (989,656)	2,031,438 (2,031,438)
第7会計年度	92,983 (92,983)	665,593 (665,593)	1,458,828 (1,458,828)
第8会計年度	98,840 (98,840)	232,437 (232,437)	1,325,231 (1,325,231)
第9会計年度	171,419 (171,419)	316,920 (316,920)	1,179,730 (1,179,730)
第10会計年度	136,309 (136,309)	109,004 (109,004)	1,207,035 (1,207,035)

＜豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ＞

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	2,434,638 (2,434,638)	126,151 (126,151)	2,308,487 (2,308,487)
第2会計年度	1,047,800 (1,047,800)	1,519,828 (1,519,828)	1,836,459 (1,836,459)
第3会計年度	638,295 (638,295)	782,168 (782,168)	1,692,586 (1,692,586)
第4会計年度	650,426 (650,426)	1,043,746 (1,043,746)	1,299,266 (1,299,266)
第5会計年度	40,980 (40,980)	402,723 (402,723)	937,523 (937,523)
第6会計年度	28,034 (28,034)	499,522 (499,522)	466,035 (466,035)
第7会計年度	17,928 (17,928)	135,042 (135,042)	348,921 (348,921)
第8会計年度	4,895 (4,895)	46,689 (46,689)	307,127 (307,127)
第9会計年度	18,560 (18,560)	36,361 (36,361)	289,326 (289,326)
第10会計年度	36,659 (36,659)	23,317 (23,317)	302,668 (302,668)

（注1）（ ）内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

（注2）第1会計年度の販売口数は、当初募集期間に販売された販売口数を含みます。

Ⅲ. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、現在構成するすべてのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載し、日本文の作成にあたっては関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし、「財務書類に対する注記」については、原文は全文を記載し、日本文は全文を翻訳している。
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパースケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d. ファンドの原文の財務書類は米ドルおよび豪ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円への換算には、株式会社三菱UFJ銀行の2019年11月29日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.56円、1豪ドル＝74.14円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

米ドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、豪ドル・ポートフォリオ、南アフリカランド・ポートフォリオ、米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ、豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ（エマージング・ボンド・ファンด์・カレンシー・セレクションの各サブ・ファンด์）の受託会社としてのC I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、当財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、米ドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、豪ドル・ポートフォリオ、南アフリカランド・ポートフォリオ、米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ、豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオの2019年7月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

各サブ・ファンด์の財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2019年7月31日現在の資産負債計算書
- ・ 2019年7月31日現在の要約投資有価証券明細表
- ・ 同日に終了した年度の損益計算書
- ・ 同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・ 重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従ってサブ・ファンด์から独立した立場にある。我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

経営陣は、管理会社の報告書および未監査の別紙を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して当財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、当財務書類の「公表日」または「公表が可能になった日 (available to be issued)」から1年以内に特定のサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に相当な疑義を生じさせると総合的にみなされる状況および事象が存在するかどうかを評価し、清算ベース会計が特定のサブ・ファンドにより使用されている場合を除き、該当する場合には、本評価に関する事象を開示する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・サブ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、特定のサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、特定のサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、受託会社のためのみに監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース
ケイマン諸島
2019年11月13日

(注) エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション（以下「ファンド」という。）は各サブ・ファンドによって構成されているため、上記の独立監査人の監査報告書は各サブ・ファンドの財務書類を監査対象としている。



Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as the Trustee of USD Portfolio, EUR Portfolio, AUD Portfolio, ZAR Portfolio, USD (BRL-hedged) Portfolio and AUD (BRL-hedged) Portfolio (each a Sub-Trust of Emerging Bond Fund Currency Selection)

Our opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of each of USD Portfolio, EUR Portfolio, AUD Portfolio, ZAR Portfolio, USD (BRL-hedged) Portfolio and AUD (BRL-hedged) Portfolio as at July 31, 2019, and the results of each of their operations and the changes in each of their net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

What we have audited

Each Sub-Trust's financial statements comprise:

- the statement of assets and liabilities as at July 31, 2019;
- the condensed schedule of investments as at July 31, 2019;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Sub-Trusts in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the manager's report on pages 5 to 7 and the unaudited appendix on pages 48 to 54 (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

PricewaterhouseCoopers, 18 Forum Lane, Camana Bay, P.O. Box 258, Grand Cayman, Cayman Islands, KY1-1104
T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky



Independent Auditor's Report (continued)

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for evaluating whether there are conditions and events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about a particular Sub-Trust's ability to continue as a going concern within one year after the date that the financial statements are issued, or available to be issued, and disclosing, as applicable, matters related to this evaluation unless the liquidation basis of accounting is being used by a particular Sub-Trust.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Trusts' internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on a particular Sub-Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause a particular Sub-Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.



Independent Auditor's Report (continued)

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other Matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Trustee in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

November 13, 2019

財務諸表

(1) 貸借対照表

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションー 米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ

資産負債計算書

2019年7月31日現在

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券（公正価値）	22,503,455.94	2,465,479
取得原価：27,476,373.12米ドル（3,010,311千円）		
現金および現金同等物	92,615.21	10,147
受取利息	5.29	1
受益証券販売未収金	724,610.00	79,388
資産合計	23,320,686.44	2,555,014
負債		
投資購入未払金	720,000.00	78,883
受益証券買戻未払金	3,718.00	407
未払債務	56,664.40	6,208
負債合計	780,382.40	85,499
純資産	22,540,304.04	2,469,516
純資産の内訳		
受益者資本	232,520,457.96	25,474,941
利益剰余金（累積分配金支払額控除後）	(209,980,153.92)	(23,005,426)
発行済受益証券口数	1,207,035口	
受益証券1口当たり純資産価格	18.67	2,045円

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションー
米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ
要約投資有価証券明細表
2019年7月31日現在

銘柄	受益証券	公正価値（注記3）		純資産比率
	口数	米ドル	千円	%
ファンドへの投資（公正価値）				
ケイマン諸島				
ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドBのクラスD（ブラジルリアル）	5,357,965.70	22,503,455.94	2,465,479	99.84%
		22,503,455.94	2,465,479	99.84%
ファンドへの投資（公正価値）合計 (取得原価27,476,373.12米ドル (3,010,311千円))		22,503,455.94	2,465,479	99.84%

エマージング ボンド ファンドBのクラスD（ブラジルリアル）が保有する米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオの投資持分のうち、米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオの純資産価額の5%超に相当するものは以下のとおりである。

銘柄	受益証券／額面金額	公正価値（注記 3）			米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオの純資産比率
	口数／現地通貨	千円	米ドル	千円	%
ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（M）	1, 270, 646. 59口		20, 444, 703. 56	2, 239, 922	90. 70%
連邦政府機関割引債					
利率：0% 満期：8/2/19-10/4/2019	1, 991, 914. 60米ドル	218, 234	1, 987, 410. 50	217, 741	8. 82%

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ
損益計算書
2019年7月31日に終了した会計年度

	米ドル	千円
投資収益		
受取配当金	2,302,966.98	252,313
受取利息	1,897.02	208
	2,304,864.00	252,521
費用		
販売報酬	(110,050.49)	(12,057)
投資運用報酬および副投資運用報酬	(204,671.69)	(22,424)
管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬	(27,532.50)	(3,016)
専門家報酬	(90,949.28)	(9,964)
登録事務代行報酬および費用	(3,130.79)	(343)
副管理報酬	(5,506.47)	(603)
受託報酬	(10,001.00)	(1,096)
代行協会員報酬	(10,999.06)	(1,205)
	(462,841.28)	(50,709)
投資純利益	1,842,022.72	201,812
投資および為替取引に係る実現および未実現利益／（損失）		
投資に係る実現純損失	(2,650,748.39)	(290,416)
為替取引に係る実現純損失	(43.91)	(5)
投資に係る未実現利益の純変動額	2,889,537.79	316,578
	238,745.49	26,157
投資および為替取引に係る実現および未実現純利益	238,745.49	26,157
運用による純資産の増加額	2,080,768.21	227,969

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションー
米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ
純資産変動計算書
2019年7月31日に終了した会計年度

	米ドル	千円
期首純資産	25,447,950.86	2,788,077
運用による純資産の増加／（減少）		
投資純利益	1,842,022.72	201,812
投資に係る実現純損失	(2,650,748.39)	(290,416)
為替取引に係る実現純損失	(43.91)	(5)
投資に係る未実現利益の純変動額	2,889,537.79	316,578
運用による純資産の純増加額	2,080,768.21	227,969
資本取引		
受益証券販売（136,309口）	2,591,666.42	283,943
受益証券買戻（109,004口）	(2,101,349.45)	(230,224)
分配金	(5,478,732.00)	(600,250)
資本取引による純資産の減少額	(4,988,415.03)	(546,531)
期末純資産	22,540,304.04	2,469,516

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションー
豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ
資産負債計算書
2019年7月31日現在

	豪ドル	千円
資産		
投資有価証券（公正価値）	7,997,120.31	592,906
取得原価：7,353,052.76豪ドル（545,155千円）		
現金および現金同等物	35,469.81	2,630
受取利息	0.61	0
投資売却未収金	8,000.00	593
資産合計	8,040,590.73	596,129
負債		
受益証券買戻未払金	7,322.00	543
未払債務	46,422.55	3,442
負債合計	53,744.55	3,985
純資産	7,986,846.18	592,145
純資産の内訳		
受益者資本	99,601,066.96	7,384,423
利益剰余金（累積分配金支払額控除後）	(91,614,220.78)	(6,792,278)
発行済受益証券口数	302,668口	
受益証券1口当たり純資産価格	26.39	1,957円

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションー
豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ
要約投資有価証券明細表
2019年7月31日現在

銘柄	受益証券	公正価値（注記3）		純資産比率
	口数	豪ドル	千円	%
ファンドへの投資（公正価値）				
ケイマン諸島				
ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドBのクラスA（ブラジルリアル）	1,448,753.68	7,997,120.31	592,906	100.13%
		7,997,120.31	592,906	100.13%
ファンドへの投資（公正価値）合計 (取得原価7,353,052.76豪ドル (545,155千円))		7,997,120.31	592,906	100.13%

エマージング ボンド ファンドBのクラスA（ブラジルリアル）が保有する豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオの投資持分のうち、豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオの純資産価額の5%超に相当するものは以下のとおりである。

銘柄	受益証券／額面金額	公正価値（注記 3）		豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオの純資産比率	
	口数／現地通貨	千円	豪ドル	千円	%
ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（M）	309,071.51口		7,265,495.33	538,664	90.97%
連邦政府機関割引債					
利率：0% 満期：8/2/19-10/4/2019	484,512.42米ドル	53,083	706,272.00	52,363	8.84%

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ
損益計算書
2019年7月31日に終了した会計年度

	豪ドル	千円
投資収益		
受取配当金	786,302.75	58,296
受取利息	363.74	27
	786,666.49	58,323
費用		
販売報酬	(38,589.30)	(2,861)
投資運用報酬および副投資運用報酬	(71,649.86)	(5,312)
管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬	(9,655.96)	(716)
専門家報酬	(71,070.74)	(5,269)
登録事務代行報酬および費用	(4,427.68)	(328)
副管理報酬	(1,931.18)	(143)
受託報酬	(14,159.65)	(1,050)
代行協会員報酬	(3,858.97)	(286)
	(215,343.34)	(15,966)
投資純利益	571,323.15	42,358
投資および為替取引に係る実現および未実現利益／（損失）		
投資に係る実現純利益	67,901.35	5,034
為替取引に係る実現純利益	46.65	3
投資に係る未実現利益の純変動額	651,176.50	48,278
投資および為替取引に係る実現および未実現純利益	719,124.50	53,316
運用による純資産の増加額	1,290,447.65	95,674

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションー
豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ
純資産変動計算書
2019年7月31日に終了した会計年度

	豪ドル	千円
期首純資産	8,246,268.18	611,378
運用による純資産の増加／（減少）		
投資純利益	571,323.15	42,358
投資に係る実現純利益	67,901.35	5,034
為替取引に係る実現純利益	46.65	3
投資に係る未実現利益の純変動額	651,176.50	48,278
運用による純資産の純増加額	1,290,447.65	95,674
資本取引		
受益証券販売（36,659口）	1,001,196.94	74,229
受益証券買戻（23,317口）	(610,828.29)	(45,287)
分配金	(1,940,238.30)	(143,849)
資本取引による純資産の減少額	(1,549,869.65)	(114,907)
期末純資産	7,986,846.18	592,145

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
財務書類に対する注記
2019年7月31日現在

注記1 組織

本報告書中表示されている各ポートフォリオ（以下、個々を「サブ・ファンド」、総称して「サブ・ファンズ」という。）は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂）に基づき規制された投資ファンドであるエマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションのサブ・ファンドである。エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションは、受託者であるCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（以下「管理会社」という。）の間で締結された2009年4月28日付の信託証書により設立された免除投資信託である。

本報告書中表示されているサブ・ファンズは、以下の通りである。

- － 米ドル・ポートフォリオ、米ドル建
- － ユーロ・ポートフォリオ、ユーロ建
- － 豪ドル・ポートフォリオ、豪ドル建
- － 南アフリカランド・ポートフォリオ、南アフリカランド建
- － 米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ、米ドル建
- － 豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ、豪ドル建

各サブ・ファンドの投資目的は、ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（M）（以下「マスター・ファンド」という。）の特定のフィーダー・ファンドへの投資を通じて、新興証券市場を有する国と経済的な結びつきのある発行体の確定利付金融商品またはかかる証券のデリバティブに投資することにより、最大限のトータル・リターンを追求することにある。かかる長期的成長を目指す投資目的が実現する保証はない。各サブ・ファンドは、以下のフィーダー・ファンド（以下、個々を「フィーダー・ファンド」、総称して「フィーダー・ファンズ」という。）のみに投資する。

- － 米ドル・ポートフォリオ・ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドAークラスF（米ドル）
- － ユーロ・ポートフォリオ・ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドAークラスF（ユーロ）
- － 豪ドル・ポートフォリオ・ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドBークラスF（豪ドル）
- － 南アフリカランド・ポートフォリオ・ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドBークラスF（南アフリカランド）
- － 米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ・ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドBークラスD（ブラジルリアル）
- － 豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ・ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドBークラスA（ブラジルリアル）

各フィーダー・ファンドは実質的にすべての資産をマスター・ファンドに投資する。マスター・

ファンドの詳細については注記3を参照のこと。

管理会社は、サブ・ファンズの受託会社との協議により、サブ・ファンズの終了日を2019年6月30日から2024年6月30日へ変更することにより各サブ・ファンズの存続期間を5年延長することを決定した。

注記2 重要な会計方針の要約

本財務書類は米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。当該会計原則は、経営者が決算日現在の資産および負債の報告額ならびに報告期間における収益および費用の報告額に影響を与える見積りおよび仮定を行うことを要求している。実際の結果は、財務書類に含まれる見積りと異なる場合がある。サブ・ファンズは投資会社であるため、会計基準アップデート第2013-08号「金融業務—投資会社（トピック946）：適用範囲、測定および開示規定の改訂」の指針を適用した。サブ・ファンズの重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金勘定およびコール預金勘定からなる。

投資の評価

サブ・ファンズは、会計基準アップデート第2015-07号「公正価値測定（トピック820）：1株当たり純資産価値（またはそれに準ずるもの）を算定する特定の企業への投資に関する開示」を適用している。したがって、サブ・ファンズのアンダーライニング・ファンドへの投資の公正価値は、実務的簡便法を使用して1株／1口当たり純資産価格で測定される。サブ・ファンズが通常業務においてアンダーライニング・ファンドへの投資を買戻可能である場合、かかる投資は、通常、これらのアンダーライニング・ファンドの管理事務代行会社または管理会社によって提供された純資産の評価額で評価される。ただし、管理会社がかかる評価額は最も適切な公正価値の指標ではないと判断した場合は除く。サブ・ファンズがアンダーライニング・ファンドへの投資を買戻不能である場合の投資も、これらの投資事業体の管理事務代行会社または管理会社によって提供された純資産の評価額で評価されるが、これは、アンダーライニング・ファンドが投資会社に適用される会計上の測定原則に従ってその純資産評価額を計算している場合に限る。そうでない場合、サブ・ファンズのアンダーライニング・ファンドへの投資は、通常、適切に算定されたアンダーライニング・ファンドの調整後の純資産価額に基づく公正価値で評価される。サブ・ファンズは、かかる帳簿価額は公正価値の最善の見積りだと考えているが、かかる評価額は、市場が存在した場合に使用する評価額と大きく異なる可能性があり、その差額は重大なものとなりうる。

投資取引および関連する投資収益

投資取引は、取引日基準で会計処理され、ファンド・オブ・ファンズの会計処理および開示のガイダンスに従って表示される。利息は発生時に計上される。私募投資ファンドによる実現損益は先入先出法を用いて算定され、損益計算書に反映される。投資および為替取引に係る未実現利益／（損失）の変動額は、損益計算書に認識される。受取配当金は配当落ち日に認識される。

アンダーライニング・ファンドの留保利益を超過してアンダーライニング・ファンドから受け取った受取配当金は、資本の払戻しおよび投資取得原価の減額として計上される。

為替取引

外貨建資産および負債は、決算日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に含まれる。

サブ・ファンズは、アンダーライニング・ファンドの為替レートの変動による損益部分を、投資の市場価格の変動による損益と区分していない。かかる変動額は、損益計算書の投資に係る実現および未実現純損益に含まれる。

費用

費用は発生時に計上される。

税金

ケイマン諸島の法律に基づき、サブ・ファンズに課されている所得税、源泉徴収税、またはキャピタル・ゲイン税はない。通常、サブ・ファンズは他のいずれの管轄地においても、課税対象とならないように実務を行う意向である。

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づく免除投資信託である。他の管轄地においては、サブ・ファンズが受け取った配当金および利息からさまざまな料率の外国税が源泉徴収される場合がある。税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に係る公式ガイダンス（財務会計基準審議会—会計基準成文化740）は、サブ・ファンズの税務ポジションが、そのテクニカル・メリットに基づいて、関連する不服申立てや訴訟手続の解決を含む税務調査で正当性を支持される可能性が50%超であるかどうかを判断するよう、経営者に要求している。50%超の基準を満たしている税務ポジションについて、財務書類に認識される税額は、関連する税務当局との最終的な和解で実現する可能性が50%を超える税務上の利益の最高額を差し引いた金額である。受託会社はこの公式ガイダンスによって財務書類が受ける影響はないと判断した。

投資売却未収金および投資購入未払金

投資売却未収金は、2019年7月31日までに計上されたアンダーライニング・ファンドからの償還金のうち現金を未だ受領していないもの、ならびにアンダーライニング・ファンドの年次監査が完了するまで現金が留保される償還に係るホールドバック額を表す。投資購入未払金は、2019年7月31日までに計上されたアンダーライニング・ファンドへの申込金のうち現金を未だ支払っていないものを表す。

受益証券販売未収金

受益証券販売未収金は、2019年7月31日までに処理済みであるが現金を未だ受領していない受益証券販売に関する受益者からの未収金を表す。

受益証券買戻未払金

買戻金は、参照通貨の場合も、受益証券の場合も、買戻通知に必要となる各参照通貨および受益証券の金額が確定した時点で負債として認識される。結果として、買戻金は、期末時より後に支払われるが、期末時の純資産価額に基づいており、受益証券買戻未払金として反映される。

注記3 アンダーライニング・ファンドへの投資

サブ・ファンズの2019年7月31日現在の投資ポートフォリオは、上記の注記2に記載されている方針に従って公正価値評価されている、フィーダー・ファンズへの投資を表している。フィーダー・ファンズの受益証券は一般に取引されていないため、これらの投資を清算するサブ・ファンズの能力は、フィーダー・ファンズの目論見書において定められている買戻条項およびサブ・ファンズが締結した関連する募集契約の制約を受ける。サブ・ファンズはフィーダー・ファンズから日次ベースで買戻を行うことができる。また、サブ・ファンズは、フィーダー・ファンズおよびマスター・ファンドに投資している他の投資家の動向によって重要な影響を受けることがある。

マスター・ファンドが保有している一部の有価証券は流動性に欠ける場合がある。マスター・ファンドによるこれらの流動性の低いポジションからの実現総額は、2019年7月31日現在の帳簿価額計上額とは異なる場合があり、その差額は重大なものとなりうる。また、マスター・ファンドにおける流動性の低いポジションのレベルによって、サブ・ファンズが通常業務においてフィーダー・ファンズからの買戻を完了する能力が影響を受ける可能性がある。

2019年7月31日現在、各サブ・ファンドはフィーダー・ファンズのみ投資していた。フィーダー・ファンズは実質的にすべての資産をマスター・ファンドに投資している。

フィーダー・ファンズおよびマスター・ファンドの該当する投資目的および戦略、清算条件ならびにその他の投資条件は以下のとおりである。

概要および主な事業活動：

マスター・ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂）に基づき登録された投資ファンドであるピムコ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドである。ピムコ・ケイマン・トラストは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたユニット・トラストである。ケイマン諸島の法律に基づいて1985年に設立された信託会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドが受託会社であり、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」という。）が投資顧問会社である。

投資目的および戦略ーピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドAークラスF（米ドル）：

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドはその資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）または他の金融商品に投資することができる。フィーダー・ファンドの受託会社によってフィーダー・ファンドの投資顧問会社を選任されているPIMCOは、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。フィーダー・ファ

ンドが通貨エクスポージャーをヘッジすることはない。

投資目的および戦略ーピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドAークラスF（ユーロ）：

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドはその資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）または他の金融商品に投資することができる。フィーダー・ファンドの受託会社によってフィーダー・ファンドの投資顧問会社を選任されているPIMCOは、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。フィーダー・ファンドは、損失のリスクを軽減するために対米ドルのユーロの変動に対する通貨エクスポージャーをヘッジすることができる。フィーダー・ファンドは通常、95%から105%の間でユーロのエクスポージャーをヘッジすることを目指す。受益証券が常にヘッジされる、またはPIMCOがヘッジの活用成功する保証はない。

投資目的および戦略ーピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドBークラスF（豪ドル）：

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドはその資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）または他の金融商品に投資することができる。フィーダー・ファンドの受託会社によってフィーダー・ファンドの投資顧問会社を選任されているPIMCOは、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。フィーダー・ファンドは、損失のリスクを軽減するために対米ドルの豪ドルの変動に対する通貨エクスポージャーをヘッジすることができる。フィーダー・ファンドは通常、95%から105%の間で豪ドルのエクスポージャーをヘッジすることを目指す。受益証券が常にヘッジされる、またはPIMCOがヘッジの活用成功する保証はない。

*投資目的および戦略ーピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドB
ークラスF（南アフリカランド）：*

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドはその資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）または他の金融商品に投資することができる。フィーダー・ファンドの受託会社によってフィーダー・ファンドの投資顧問会社を選任されているPIMCOは、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。フィーダー・ファンドは、損失のリスクを軽減するために対米ドルの南アフリカランドの変動に対する通貨エクスポージャーをヘッジすることができる。フィーダー・ファンドは通常、95%から105%の間で南アフリカランドのエクスポージャーをヘッジすることを目指す。受益証券が常にヘッジされる、またはPIMCOがヘッジの活用成功する保証はない。

*投資目的および戦略ーピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドB
ークラスD（ブラジルレアル）：*

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドはその資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）または他の金融商品に投資することができる。フィーダー・ファンドの受託会社によってフィーダー・ファンドの投資顧問会社を選任されているPIMCOは、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。フィーダー・ファンドは、損失のリスクを軽減するために対米ドルのブラジルレアルの変動に対する通貨エクスポージャーをヘッジすることができる。この場合、ブラジルレアルはかかるフィーダー・ファンドの「ヘッジ参照通貨」と称される。このため、フィーダー・ファンドは通常、95%から105%の間でブラジルレアルのエクスポージャーをヘッジすることを目指す。したがって、米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオは、対米ドルのブラジルレアルの変動を通貨エクスポージャーに反映することを目指す。フィーダー・ファンドが常にヘッジされる、またはPIMCOがヘッジの活用成功する、あるいは米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオにかかるエクスポージャーが常にあるという保証はない。

投資目的および戦略ーピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドB ークラスA（ブラジルレアル）：

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドはその資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）または他の金融商品に投資することができる。フィーダー・ファンドの受託会社によってフィーダー・ファンドの投資顧問会社を選任されているPIMCOは、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。フィーダー・ファンドは、損失のリスクを軽減するために対米ドルのブラジルレアルの変動に対する通貨エクスポージャーをヘッジすることができる。この場合、ブラジルレアルはかかるサブ・ファンドの「ヘッジ参照通貨」と称される。このため、フィーダー・ファンドは通常、95%から105%の間でブラジルレアルのエクスポージャーをヘッジすることを目指す。豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオは豪ドル建てであり、したがって、豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオは、対豪ドルのブラジルレアルの変動を通貨エクスポージャーに反映することを目指す。フィーダー・ファンドが常にヘッジされる、またはPIMCOがヘッジの活用成功する、あるいは豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオにかかるエクスポージャーが常にあるという保証はない。

投資目的および戦略ーマスター・ファンド：

マスター・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。マスター・ファンドのベンチマーク・インデックスは、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイドである。マスター・ファンドは、通常の場合において、純資産の80%以上を新興証券市場を有する国と経済的な結びつきのある発行体の確定利付金融商品またはかかる証券のデリバティブに投資することにより、その投資目的を達成することを目指す。PIMCOは、新興証券市場に適すると考える国を選定し、これに対して投資を行う広範な裁量を有しているが、投資顧問会社は、一般に世界銀行もしくはその関連機関、または国連もしくはその機構によって新興国または途上国と定義されている国、あるいは新興市場指数を構築する目的で新興市場国であるとみなされる国に所在する市場を新興証券市場とみなしている。

マスター・ファンドが投資を行う確定利付金融商品には特に次のものが含まれる。

- ・ 政府、政府機関、関係当局もしくは下部機構、ならびに政府支援企業が発行または保証する有価証券
- ・ コマーシャル・ペーパー
- ・ 1年以下のデュレーションを有するモーゲージ・バック証券
- ・ 政府が発行するインフレ連動債
- ・ 譲渡性銀行預金証書、定期預金および銀行引受手形
- ・ レポ取引およびリバース・レポ取引
- ・ 国際機関または超国家的機関の債務証書

マスター・ファンドによる米ドル以外の通貨建の有価証券および米国以外の発行体の有価証券への投資に制限はない。ただし、マスター・ファンドは、途上国（または新興国）の現地通貨建の債券に総資産の5%を超えて投資することはできない。

マスター・ファンドは通常、為替レートの変動から生じる損失のリスクを低減させるために、米ドル以外の通貨の対米ドルエクスポージャーをヘッジすることを目指す。マスター・ファンドが常にヘッジされ、またはPIMCOがヘッジ取引の活用に成功する保証はない。

マスター・ファンドのポートフォリオ平均デュレーションは通常、PIMCOの金利予測に基づき、3年から8年の間で変動する予定である。マスター・ファンドが投資する有価証券は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクからCaa格、もしくはスタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスまたはフィッチ・レーティングスまたは米国全土で認知されている他の統計格付機関によって同等以上の格付を付されたものとし、また、格付が付されていない場合は、PIMCOが同等のクオリティと判断したものに限られる。マスター・ファンドは、B格以上の最低平均信用度を維持する意向である。マスター・ファンドは、有価証券が上記の最低投資クオリティを下回るレベルに格下げされた場合でも、当該有価証券の売却は要求されない。ただし、かかる有価証券が購入時にマスター・ファンドの最低クオリティ基準を満たしている場合に限る。

マスター・ファンドは、オプション契約、先物契約、先物契約のオプション、スワップ契約（ロングおよびショートのクレジット・デフォルト・スワップならびに先渡スワップ・スプレッド・ロックを含むがこれらに限らない）およびスワップションなどのデリバティブ商品に投資することができるが、投資の義務を負うものではない。ただし、マスター・ファンドは、米ドル以外の通貨建の金利スワップに投資することができない。さらに、マスター・ファンドが通常の状態において、クレジット・デフォルト・スワップに投資することができるのは、純資産の10%までに限られる。マスター・ファンドは、収益を得るために、ポートフォリオ証券をブローカー、ディーラーおよびその他の金融機関に貸し付けることができる。マスター・ファンドは、一連の売買契約の締結またはその他の投資手法（バイ・バックまたはダラー・ロール等）の利用により、主に投資している金融商品のマーケット・エクスポージャーの獲得を目指すことができる。

会計方針：

フィーダー・ファンズおよびマスター・ファンドならびにすべての投資会社は、会計基準アップデート第2013-08号「金融業務－投資会社（トピック946）」の指針を適用している。

報酬：

フィーダー・ファンズおよびマスター・ファンドにより発生した重要な報酬はない。

流動性条件：

フィーダー・ファンズおよびマスター・ファンドの受益証券は、ニューヨーク証券取引所の取引日であれば、毎日買戻すことができる。

分配金：

マスター・ファンドおよびフィーダー・ファンズは、月次ベースで分配金を宣言し、支払う意向である。分配金はPIMCOの承認を得た場合にのみ宣言され、分配されるが、PIMCOの裁量によってかかる承認が保留されることもある。

注記4 受益証券資本

2019年7月31日現在、管理会社の関連当事者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が、各サブ・ファンドの唯一の受益者であった。

受益証券の販売

米ドル・ポートフォリオ：

受益証券の当初募集価格は1口当たり100米ドルである。当初の最低申込口数は1口、あるいは絶対最小値100米ドルを条件として受託会社が決定する口数である。

ユーロ・ポートフォリオ：

受益証券の当初募集価格は1口当たり100ユーロである。当初の最低申込口数は1口、あるいは絶対最小値100ユーロを条件として受託会社が決定する口数である。

豪ドル・ポートフォリオ：

受益証券の当初募集価格は1口当たり100豪ドルである。当初の最低申込口数は1口、あるいは絶対最小値100豪ドルを条件として受託会社が決定する口数である。

南アフリカランド・ポートフォリオ：

受益証券の当初募集価格は1口当たり1,000南アフリカランドである。当初の最低申込口数は1口、あるいは絶対最小値1,000南アフリカランドを条件として受託会社が決定する口数である。

米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ：

受益証券の当初募集価格は1口当たり100米ドルである。当初の最低申込口数は1口、あるいは絶対最小値100米ドルを条件として受託会社が決定する口数である。

豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ：

受益証券の当初募集価格は1口当たり100豪ドルである。当初の最低申込口数は1口、あるいは絶対最小値100豪ドルを条件として受託会社が決定する口数である。

受益証券の買戻

受益者は、通常は各営業日にあたるいずれの取引日においても受益証券の買戻を請求することができる。買戻価格は、適用される評価日（通常、取引日の翌営業日である）に計算された、該当するサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格から、第三者費用または源泉徴収税（該当する場合）を差引後の金額である。

受益者への分配

管理会社は、その裁量において、投資純利益、実現および未実現純キャピタル・ゲインならびに分配可能な資本から、毎月20日（20日が営業日でない場合はその直後の営業日）に分配金を宣言することができる。

分配金は、分配金が宣言されてから5営業日以内に受益者に支払われる。

受益者への配当金の宣言は、1受益者当たりの受益権数の変動に連動することなくサブ・ファンズの受益証券1口当たり純資産価格を下落させる。これは受益者のサブ・ファンドへの総投資を下落させることになる。また、サブ・ファンズの運用による純資産の累積純増加額を超過して期中に支払われた分配金は、分配金の一部が資本の払戻しとなる。

注記5 未払債務

	米ドル・ ポートフォリオ 米ドル	ユーロ・ ポートフォリオ ユーロ	豪ドル・ ポートフォリオ 豪ドル
管理報酬、管理事務代行報酬および 保管報酬	2,987.90	504.41	1,688.84
販売報酬	11,962.60	1,969.97	6,613.00
投資運用報酬および副投資運用報酬	22,284.47	3,664.06	12,295.06
その他の報酬	4,420.19	3,012.82	5,163.13
専門家報酬	22,483.88	16,499.07	33,699.63
副管理報酬	597.61	98.53	337.69
受託報酬	851.86	750.46	1,186.64
合計	65,588.51	26,499.32	60,983.99

	南アフリカランド・ ポートフォリオ	米ドル（ブラジル レアル・ヘッジ） ポートフォリオ	豪ドル（ブラジル レアル・ヘッジ） ポートフォリオ
	南アフリカランド	米ドル	豪ドル
管理報酬、管理事務代行報酬および 保管報酬	30,904.81	2,327.20	841.29
販売報酬	123,614.64	9,226.94	3,329.07
投資運用報酬および副投資運用報酬	231,045.74	17,162.23	6,075.56
その他の報酬	58,935.54	4,140.78	4,834.81
専門家報酬	330,766.33	22,483.88	29,986.91
副管理報酬	6,181.03	465.42	168.27
受託報酬	12,060.13	857.95	1,186.64
合計	793,508.22	56,664.40	46,422.55

注記 6 投資運用報酬

各サブ・ファンドに適用される投資運用報酬は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.34%である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記 7 副投資運用報酬

各サブ・ファンドに適用される副投資運用報酬は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.59%である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記 8 受託報酬

受託会社は、自己勘定に関して受託報酬額を受け取る権利を有している。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。各サブ・ファンドに適用される受託報酬は、かかるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%であり、最低報酬額は1サブ・ファンドにつき年間10,000米ドルである。また、受託会社は各サブ・ファンドから一部の取引手数料およびすべての立替経費ならびに各サブ・ファンドの管理事務によって生じた支出を受け取る権利を有している。

注記 9 管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬

管理会社、保管会社および管理事務代行会社に支払われる報酬は、サブ・ファンドの四半期平均の純資産価額の年率0.125%である。また、管理会社、保管会社および管理事務代行会社は、場合によって、各サブ・ファンドから一部の取引手数料およびすべての立替経費ならびに各サブ・ファンドの管理事務によって生じた支出を受け取る権利を有している。

注記10 販売報酬

各サブ・ファンドに適用される販売報酬は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.50%である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

各サブ・ファンドに適用される代行協会員報酬は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%であ

る。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記11 副管理報酬

副管理会社は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされるサブ・ファンドの平均純資産価額の年率0.025%を受領する権利を有する。

注記12 為替レート

適用される2019年7月31日現在の為替レートは以下のとおりである。

1 米ドル = 1.450852 豪ドル

1 米ドル = 0.898150 ユーロ

1 米ドル = 14.173750 南アフリカランド

これらの為替レートの情報源は、ロイター通信社である。

注記13 財務ハイライト

2019年7月31日に終了した会計年度の財務ハイライトは以下のとおりである。

	米ドル・ポ ートフォリオ	ユーロ・ポ ートフォリオ	豪ドル・ポ ートフォリオ	南アフリカ ランド・ポ ートフォリオ	米ドル（ブラ ジルリアル・ ヘッジ）ポ ートフォリオ	豪ドル（ブラ ジルリアル・ ヘッジ）ポ ートフォリオ
期首純資産価格	91.87	71.88	61.60	822.72	21.57	28.50
投資事業による収益／ （損失）：						
投資純利益／（損失） ⁽¹⁾	3.95	0.90	1.97	68.90	1.61	1.95
実現および未実現純利益／ （損失）	4.11	2.39	2.03	25.47	0.29	2.54
運用による利益／（損失） 合計	8.06	3.29	4.00	94.37	1.90	4.49
分配金控除	(6.60)	(7.80)	(11.88)	(128.40)	(4.80)	(6.60)
期末純資産価格	93.33	67.37	53.72	788.69	18.67	26.39
トータル・リターン	9.27%	5.07%	7.38%	12.67%	10.66%	18.48%
平均純資産に占める割合：						
費用合計	1.91%	2.59%	2.17%	2.01%	2.10%	2.79%
投資純利益／（損失）	4.38%	1.33%	3.49%	8.76%	8.36%	7.40%

⁽¹⁾：当年度の期中平均発行済受益証券口数を使用して計算されている。

注記14 契約債務および偶発債務

通常業務において、受託会社はサブ・ファンズに代わって様々な保証条項を含む契約や一般補償を提供する契約を締結している。かかる契約に基づく、サブ・ファンズの受託者としての立場における受託会社の最大エクスポージャーは、現時点では存在しないが、受託会社に対して提起されうる将来の申し立てを含む可能性があるため、不明である。しかし、経験に基づき、経営者は損失のリスクは

僅少であると予想している。

注記15 金融商品とリスク

サブ・ファンズの投資活動は、金融商品やサブ・ファンズが投資する市場に関連する様々な種類・程度のリスクにさらされている。

信用リスク：

サブ・ファンズに信用リスクをもたらす可能性のある金融資産は主に現金からなる。サブ・ファンズの現金はルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に預け入れられている。サブ・ファンズは、フィーダー・ファンズまたはマスター・ファンドが債務を履行できない場合に信用リスクの影響を受ける。サブ・ファンズはマスター・ファンドの金融資産に関連する信用リスクにも間接的にさらされている。マスター・ファンドには、自らの取引相手の信用リスクがあり、決済不履行のリスクも負うことになる。マスター・ファンドは、サブ・ファンズの運用成績として、確定利付証券の発行体または保証人、あるいはデリバティブ契約の相手方当事者が適時に元本および／または利息の支払い、もしくは他の方法による債務の履行を行うことができない、またはこれに消極的である場合、損失を被る可能性がある。サブ・ファンズはマスター・ファンドの金融資産および融資契約に関連する信用リスクにも間接的にさらされている。

市場リスク、集中リスクおよび流動性リスク：

サブ・ファンズの活動は、金融市場の変動の影響を受ける。サブ・ファンズの市場リスクのエクスポージャーは、直接的に、またはマスター・ファンドのポジションを通じて、為替レートおよび市場のボラティリティを含む複数の要素によって算定される。マスター・ファンドの投資活動の結果、サブ・ファンズは、特定市場への投資の著しい集中および／または変動しやすく、流動性に欠ける個々の投資の影響を受けることがある。また、サブ・ファンズが行う投資は、譲渡性および売却に一定の制限が課される可能性がある。したがって、サブ・ファンズには、かかる投資における持分を希望時に即時に売却することができず、また、売却によって稼得する価格がサブ・ファンズの資産負債計算書に含まれているかかる投資の額を下回るリスクがある。

金利リスクは、金利の変動によって確定利付証券の価値が低下するリスクである。名目金利が上昇すると、マスター・ファンドが保有する特定の確定利付証券の価値は低下する傾向がある。デュレーションが長い確定利付証券は、金利の変動の影響をより強く受ける傾向があり、通常、デュレーションが短い証券よりも変動しやすい。

マスター・ファンドは外貨を保有し、かつ、外貨を扱い外貨によって収益を得る有価証券、および外貨エクスポージャーを提供するデリバティブに投資しているため、マスター・ファンドの基準通貨に応じてかかる通貨の価値が低下する、あるいはヘッジポジションの場合には、ヘッジされている通貨に応じてマスター・ファンドの基準通貨の価値が低下するリスクを負っている。外国為替レートは色々な理由によって短期間に著しく変動することがある。その結果、マスター・ファンドの外貨建証券への投資によって、マスター・ファンドの利益が減少してサブ・ファンズの利益が減少する可能性がある。

ヘッジ・ファンドの事業リスクおよび規制リスク：

サブ・ファンズの期間中に、法律、税金および規制に変更が生じる場合があり、サブ・ファンズは不利な影響を受ける可能性がある。ヘッジ・ファンドに関する規制環境は進化し続けており、ヘッジ・ファンドの規制の変更はサブ・ファンズが保有する投資の価値ならびにサブ・ファンズが規制の変更がなければ得ていたであろうレバレッジを得る、または取引戦略を追求する能力に不利な影響を及ぼす可能性がある。さらに、証券および先物市場は広範な法律、規制および委託証拠金の影響を受ける。規制当局および自主規制機関ならびに取引所は、市場危機に際して特別な措置を講じる権限を与えられている。デリバティブ取引および空売りならびにかかる取引を行うファンドの規制は、法律が進化しつつある分野であり、政府および管轄地の法的措置による修正の影響を受けやすい。将来の規制の変更がサブ・ファンズに及ぼす影響は、重大かつ不利なものとなる可能性がある。

為替予約：

サブ・ファンズ、フィーダー・ファンズおよびマスター・ファンドは、有価証券の予定取引の決済に関連して、投資戦略の一環として保有有価証券の一部または全部に関連する通貨エクスポージャーをヘッジする目的で、また、ヘッジ・クラスに関連して、かかるヘッジ・クラスの機能通貨以外の通貨エクスポージャーを維持する目的で、為替予約を締結している。これらのクラス特有の為替予約が成功する保証はない。

先渡為替予約は、売り手が特定の通貨を将来の特定日に受け渡すことに合意する、特定の通貨およびコモディティの遅延引渡に関する契約である。通貨およびコモディティの先渡契約に内在するリスクは、相手方当事者による契約条件の不履行ならびに公正価値および為替レートの変動である。

先物予約：

マスター・ファンドは証券市場あるいは金利または通貨価値の変動に対するエクスポージャーを管理する目的で先物予約を締結している。先物予約の利用に伴う主なリスクは、マスター・ファンドが保有する証券の市場価値の変動と先物予約の価格が不完全な相関関係にあること、および流動性の低い市場が生じる可能性である。

クレジット・デフォルト・スワップ：

マスター・ファンドはクレジット・デフォルト・スワップを締結している。クレジット・デフォルト・スワップの買い手は通常、売り手に対して契約期間にわたり定期的な支払いを行う代わりに、基礎となる参照債務に係る信用事由発生時に偶発的支払いを受ける。一般に、企業やソブリンの参照債務に係る信用事由とは、破産、不払い、債務弁済期日繰上げ、履行拒絶／支払猶予または組織再編を意味する。アセット・バック証券に係るクレジット・デフォルト・スワップの場合、元本の支払不履行、期限延長、格付けの引き下げまたは評価損などによって信用事由が発生することがある。信用事由が生じた場合、売り手は通常、買い手に対して支払いを行わなければならない、これは一般に参照債務の額面金額（名目元本総額）であるが、実際の支払額は契約額と担保の相殺を認める国際スワップデリバティブ協会（以下「ISDA」という。）の契約条項によって軽減されることがある。信用事由の発生後、この金額は、期待回収率、分離された担保、ならびにかかる相手方当事者と複数の取引を行っている場合には契約額の相殺によって減額されることがある。

偶発的支払いは、現金決済または参照債務の額面金額の支払いに代えて参照債務の引渡しにより行われる。マスター・ファンドが買い手であり、信用事由が発生しなかった場合、マスター・ファンドは投資を喪失し、回収方法はない。しかし、信用事由が発生した場合、買い手は通常、価値がほとん

どない、またはまったくない参照債務の名目元本総額を受け取ることとなる。マスター・ファンドが売り手である場合、信用事由の発生がなければ通常、1ヵ月から5年の契約期間にわたり固定金利の利息を受け取る。信用事由が発生した場合、売り手は買い手に参照債務の名目元本総額を支払う。

マスター・ファンドが参照債務への投資を直接行っていた場合、クレジット・デフォルト・スワップに内在するリスクは高まる。一般的な市場リスクに加えて、クレジット・デフォルト・スワップには流動性リスクおよび相手方当事者の信用リスクがある。マスター・ファンドは財務の健全性の基準を満たしている相手方当事者とクレジット・デフォルト・スワップを締結している。また、買い手は、信用事由が発生しなければ投資を喪失し、回収方法はない。信用事由が発生した場合、売り手が受け取る参照債務の価値は、以前に受け取った定期的な支払いを加えても、買い手に支払う名目元本総額を下回る場合があり、結果として損失となることがある。

注記16 後発事象

本財務書類中で開示が求められる期末後の重要な事象はない。後発事象の評価は、本財務書類の発行日である2019年11月13日まで行われた。

(2) 損益計算書

サブ・ファンドの損益計算書については、「財務諸表、(1) 貸借対照表」の項目に記載したサブ・ファンドの損益計算書を御参照下さい。

(3) 投資有価証券明細表等

サブ・ファンドの投資有価証券明細表については、「財務諸表、(1) 貸借対照表」の項目に記載したサブ・ファンドの要約投資有価証券明細書を御参照下さい。

<参考>

当ファンドは、ピムコ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドBを通じてピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド (M) に投資します。資産負債計算書の資産の部に計上された投資有価証券は、ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドBの受益証券です。

ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド (M) の状況は次の通りです。

ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド (M) の状況

同投資信託は、ケイマンの法律に基づき設立された外国投資信託です。同投資信託は、2019年2月28日に計算期間が終了し、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立監査法人により財務書類の監査を受けております。同投資信託の資産負債計算書および投資有価証券明細表等は、ピムコジャパンリミテッドより入手した原文を管理会社が抜粋したものが翻訳されております。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

資産負債計算書

2019年2月28日現在

	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド (M)	
	千米ドル (受益証券1口当 りの金額を除く)	百万円 (受益証券1口当 りの金額を除く)
資産：		
投資、時価評価額		
投資有価証券*	729,966	79,975
関係会社に対する投資	0	0
金融デリバティブ商品		
取引所取引または中央清算	26	3
店頭取引	1,183	130
現金	1	0
取引相手への預け金	1,837	201
外貨、時価評価額	389	43
投資売却未収金	1,033	113
関係会社に対する投資売却未収金	0	0
T B A 投資売却未収金	0	0
ファンド受益証券販売未収金	447	49
未収利息および／または未収配当金	10,761	1,179
その他の資産	0	0
	745,643	81,693
負債：		
借入金およびその他の金融取引		
逆現先取引契約に係る未払金	11,114	1,218
空売りに係る未払金	2,312	253
金融デリバティブ商品		
取引所取引または中央清算	129	14
店頭取引	451	49
投資購入未払金	1,320	145
関係会社に対する投資購入未払金	0	0
T B A 投資購入未払金	0	0
未払利息	38	4
取引相手からの預り金	1,370	150
ファンド受益証券買戻未払金	1,978	217
未払税金	8,102	888
	26,814	2,938
純資産	718,829	78,755
投資有価証券原価	751,952	82,384
関係会社に対する投資原価	0	0
保有外貨原価	402	44
空売りに係る受領額	2,342	257
金融デリバティブ商品の原価純額またはプレミアム純額	(369)	(40)
*次の現先取引契約を含む：	30,115	3,299

ピムコ ケイマン
エマージング ボンド ファンド (M)

	千米ドル (受益証券1口当た りの金額を除く)	百万円 (受益証券1口当た りの金額を除く)
純資産：	718,829	78,755
A (ブラジルリアル)	該当なし	該当なし
D (ブラジルリアル)	該当なし	該当なし
F (豪ドル)	該当なし	該当なし
F (ユーロ)	該当なし	該当なし
F (米ドル)	該当なし	該当なし
F (南アフリカランド)	該当なし	該当なし
J (豪ドル)	該当なし	該当なし
J (ブラジルリアル)	該当なし	該当なし
J (中国人民元)	該当なし	該当なし
J (ユーロ)	該当なし	該当なし
J (インドネシアルピア)	該当なし	該当なし
J (日本円)	該当なし	該当なし
J (トルコリラ)	該当なし	該当なし
J (米ドル)	該当なし	該当なし
J (南アフリカランド)	該当なし	該当なし
日本円	該当なし	該当なし
日本円ヘッジ	該当なし	該当なし
発行済受益証券口数：	47,858千口	
A (ブラジルリアル)	該当なし	
D (ブラジルリアル)	該当なし	
F (豪ドル)	該当なし	
F (ユーロ)	該当なし	
F (米ドル)	該当なし	
F (南アフリカランド)	該当なし	
J (豪ドル)	該当なし	
J (ブラジルリアル)	該当なし	
J (中国人民元)	該当なし	
J (ユーロ)	該当なし	
J (インドネシアルピア)	該当なし	
J (日本円)	該当なし	
J (トルコリラ)	該当なし	
J (米ドル)	該当なし	
J (南アフリカランド)	該当なし	
日本円	該当なし	
日本円ヘッジ	該当なし	

ピムコ ケイマン
エマージング ボンド ファンド (M)

	千米ドル (受益証券1口当 りの金額を除く)	百万円 (受益証券1口当 りの金額を除く)
発行済受益証券1口当たり純資産価格および買戻価格：		
(機能通貨による表示)	15.02米ドル	1,646円
A (ブラジルレアル)		
(機能通貨による表示)	該当なし	該当なし
(NAV通貨による表示)	該当なし	該当なし
D (ブラジルレアル)		
(機能通貨による表示)	該当なし	該当なし
F (豪ドル)		
(機能通貨による表示)	該当なし	該当なし
(NAV通貨による表示)	該当なし	該当なし
F (ユーロ)		
(機能通貨による表示)	該当なし	該当なし
(NAV通貨による表示)	該当なし	該当なし
F (米ドル)		
(機能通貨による表示)	該当なし	該当なし
F (南アフリカランド)		
(機能通貨による表示)	該当なし	該当なし
(NAV通貨による表示)	該当なし	該当なし
J (豪ドル)		
(機能通貨による表示)	該当なし	該当なし
(NAV通貨による表示)	該当なし	該当なし
J (ブラジルレアル)		
(機能通貨による表示)	該当なし	該当なし
(NAV通貨による表示)	該当なし	該当なし
J (中国人民元)		
(機能通貨による表示)	該当なし	該当なし
(NAV通貨による表示)	該当なし	該当なし
J (ユーロ)		
(機能通貨による表示)	該当なし	該当なし
(NAV通貨による表示)	該当なし	該当なし
J (インドネシアルピア)		
(機能通貨による表示)	該当なし	該当なし
(NAV通貨による表示)	該当なし	該当なし
J (日本円)		
(機能通貨による表示)	該当なし	該当なし
(NAV通貨による表示)	該当なし	該当なし
J (トルコリラ)		
(機能通貨による表示)	該当なし	該当なし
(NAV通貨による表示)	該当なし	該当なし

ピムコ ケイマン
エマージング ボンド ファンド (M)

	千米ドル (受益証券 1 口当 りの金額を除く)	百万円 (受益証券 1 口当 りの金額を除く)
J (米ドル)		
(機能通貨による表示)	該当なし	該当なし
(N A V 通貨による表示)	該当なし	該当なし
J (南アフリカランド)		
(機能通貨による表示)	該当なし	該当なし
(N A V 通貨による表示)	該当なし	該当なし
日本円		
(機能通貨による表示)	該当なし	該当なし
(N A V 通貨による表示)	該当なし	該当なし
日本円ヘッジ		
(機能通貨による表示)	該当なし	該当なし
(N A V 通貨による表示)	該当なし	該当なし

千未満の数値は四捨五入により残高が 0 と表示されることがある。

投資有価証券明細表
 ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド (M)
 (2019年 2 月 28 日現在)

	額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)		額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
INVESTMENTS IN SECURITIES 101.5%			BRAZIL 7.5%		
ALBANIA 0.4%			CORPORATE BONDS & NOTES 7.5%		
SOVEREIGN ISSUES 0.4%			Banco do Brasil S.A.		
Republic of Albania			6.000% due 01/22/2020	\$ 13,420	\$ 13,751
3.500% due 10/09/2025	EUR 2,200	\$ 2,571			
Total Albania (Cost \$2,535)		<u>2,571</u>	Banco do Nordeste do Brasil S.A.		
			4.375% due 05/03/2019	6,700	6,707
ANGOLA 0.5%					
SOVEREIGN ISSUES 0.5%			Centrais Eletricas Brasileiras S.A.		
Angolan Government International Bond			6.875% due 07/30/2019	9,985	10,122
8.250% due 05/09/2028	\$ 1,800	1,879			
9.375% due 05/08/2048	1,500	<u>1,608</u>	Petrobras Global Finance BV		
Total Angola (Cost \$3,342)		<u>3,487</u>	5.299% due 01/27/2025	4,842	4,900
			5.999% due 01/27/2028	4,560	4,637
ARGENTINA 7.1%			6.250% due 03/17/2024	7,800	8,286
SOVEREIGN ISSUES 7.1%			7.375% due 01/17/2027	5,200	<u>5,725</u>
Argentina Government International Bond			Total Brazil (Cost \$52,864)		<u>54,128</u>
2.260% due 12/31/2038	EUR 2,000	1,330			
2.500% due 12/31/2038	\$ 1,700	998	CAMEROON 0.5%		
5.000% due 01/15/2027	EUR 10,400	9,303	SOVEREIGN ISSUES 0.5%		
5.875% due 01/11/2028	\$ 7,600	5,956	Republic of Cameroon International Bond		
6.250% due 11/09/2047	EUR 2,100	1,811	9.500% due 11/19/2025	3,500	<u>3,770</u>
6.875% due 01/11/2048	\$ 7,550	5,704	Total Cameroon (Cost \$3,725)		<u>3,770</u>
7.125% due 06/28/2117	500	381			
7.820% due 12/31/2033	EUR 3,165	3,271	CAYMAN ISLANDS 2.8%		
8.280% due 12/31/2033	\$ 421	362	CORPORATE BONDS & NOTES 2.6%		
			Interoceanica IV Finance Ltd.		
Provincia de Buenos Aires			0.000% due 11/30/2025	845	731
5.750% due 06/15/2019	15,100	15,142			
43.584% due 04/12/2025	ARS 83,400	2,059	Interoceanica V Finance Ltd.		
			0.000% due 05/15/2030	6,000	4,364
Provincia de Entre Rios Argentina					
8.750% due 02/08/2025	\$ 3,300	2,628	Peru Enhanced Pass-Through Finance Ltd.		
			0.000% due 06/02/2025	5,246	4,643
Provincia de la Rioja					
9.750% due 02/24/2025	2,900	<u>2,422</u>	QNB Finance Ltd.		
Total Argentina (Cost \$59,317)		<u>51,367</u>	4.048% due 02/12/2020	8,500	<u>8,521</u>
					<u>18,259</u>
AZERBAIJAN 1.7%					
CORPORATE BONDS & NOTES 1.5%			SOVEREIGN ISSUES 0.2%		
Southern Gas Corridor CJSC			KSA Sukuk Ltd.		
6.875% due 03/24/2026	6,500	7,253	4.303% due 01/19/2029	1,500	<u>1,531</u>
			Total Cayman Islands (Cost \$18,877)		<u>19,790</u>
State Oil Company of the Azerbaijan Republic					
4.750% due 03/13/2023	3,340	<u>3,385</u>	CHILE 2.0%		
		<u>10,638</u>	CORPORATE BONDS & NOTES 2.0%		
			Corp. Nacional del Cobre de Chile		
SOVEREIGN ISSUES 0.2%			4.250% due 07/17/2042	6,900	6,724
Republic of Azerbaijan International Bond			4.500% due 08/01/2047	300	302
4.750% due 03/18/2024	1,500	<u>1,536</u>	4.875% due 11/04/2044	6,600	<u>6,975</u>
Total Azerbaijan (Cost \$11,752)		<u>12,174</u>	Total Chile (Cost \$13,513)		<u>14,001</u>
BAHAMAS 0.6%			CHINA 1.5%		
SOVEREIGN ISSUES 0.6%			CORPORATE BONDS & NOTES 1.5%		
Bahamas Government International Bond			China Construction Bank Corp.		
6.000% due 11/21/2028	4,050	<u>4,182</u>	3.875% due 05/13/2025 (a)	900	900
Total Bahamas (Cost \$4,050)		<u>4,182</u>			
			CNAC HK Finbridge Co. Ltd.		
			4.625% due 03/14/2023	4,900	5,017

	額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
Minmetals Bounteous Finance BVI Ltd.		
3.125% due 07/27/2021	\$ 400	\$ 394
4.200% due 07/27/2026	200	198
Sinopec Group Overseas Development 2017 Ltd.		
2.500% due 09/13/2022	4,400	4,263
Total China (Cost \$10,767)		<u>10,772</u>
COLOMBIA 2.4%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.3%		
Ecopetrol S.A.		
5.875% due 05/28/2045	7,400	7,489
7.375% due 09/18/2043	1,300	1,526
		<u>9,015</u>
SOVEREIGN ISSUES 1.1%		
Colombia Government International Bond		
5.200% due 05/15/2049	3,200	3,277
7.375% due 09/18/2037	3,950	4,976
		<u>8,253</u>
Total Colombia (Cost \$16,270)		<u>17,268</u>
COSTA RICA 0.7%		
SOVEREIGN ISSUES 0.7%		
Costa Rica Government International Bond		
5.625% due 04/30/2043	5,900	5,036
Total Costa Rica (Cost \$4,687)		<u>5,036</u>
DOMINICAN REPUBLIC 3.2%		
SOVEREIGN ISSUES 3.2%		
Dominican Republic Government International Bond		
5.500% due 01/27/2025	3,600	3,663
5.950% due 01/25/2027	11,000	11,443
6.000% due 07/19/2028	2,800	2,908
6.850% due 01/27/2045	200	209
6.875% due 01/29/2026	4,700	5,105
Total Dominican Republic (Cost \$23,086)		<u>23,328</u>
ECUADOR 3.0%		
SOVEREIGN ISSUES 3.0%		
Ecuador Government International Bond		
7.875% due 01/23/2028	300	286
8.750% due 06/02/2023	2,500	2,589
8.875% due 10/23/2027	500	501
9.625% due 06/02/2027	2,100	2,189
9.650% due 12/13/2026	6,300	6,586
10.750% due 03/28/2022	6,500	7,101
10.750% due 01/31/2029	2,000	2,188
Total Ecuador (Cost \$20,323)		<u>21,440</u>
EGYPT 2.5%		
SOVEREIGN ISSUES 2.5%		
Egypt Government International Bond		
4.750% due 04/16/2026	EUR 8,100	8,960
5.625% due 04/16/2030	2,700	2,916
7.600% due 03/01/2029	\$ 600	616
7.903% due 02/21/2048	3,800	3,726
8.500% due 01/31/2047	1,600	1,643
Total Egypt (Cost \$19,477)		<u>17,861</u>
EL SALVADOR 0.7%		
SOVEREIGN ISSUES 0.7%		
El Salvador Government International Bond		
7.625% due 02/01/2041	3,030	3,091
8.250% due 04/10/2032	1,590	1,701
Total El Salvador (Cost \$5,520)		<u>4,792</u>

	額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
GHANA 1.6%		
SOVEREIGN ISSUES 1.6%		
Republic of Ghana International Bond		
7.875% due 08/07/2023	\$ 10,900	\$ 11,404
Total Ghana (Cost \$11,264)		<u>11,404</u>
GUATEMALA 0.3%		
SOVEREIGN ISSUES 0.3%		
Guatemala Government Bond		
4.875% due 02/13/2028	2,000	1,974
Total Guatemala (Cost \$2,002)		<u>1,974</u>
HONG KONG 1.0%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.0%		
Huaneng Hong Kong Capital Ltd.		
3.600% due 10/30/2022 (b)	2,400	2,267
Nexen, Inc.		
6.400% due 05/15/2037	2,460	3,102
7.500% due 07/30/2039	1,440	2,033
Total Hong Kong (Cost \$7,036)		<u>7,402</u>
INDIA 0.2%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.2%		
State Bank of India		
4.000% due 01/24/2022	1,578	1,591
Total India (Cost \$1,573)		<u>1,591</u>
INDONESIA 4.5%		
CORPORATE BONDS & NOTES 3.2%		
Indonesia Asahan Aluminium Persero PT		
5.710% due 11/15/2023	900	951
6.530% due 11/15/2028	800	879
Pelabuhan Indonesia III Persero PT		
4.875% due 10/01/2024	3,400	3,476
Pertamina Persero PT		
4.875% due 05/03/2022	1,800	1,857
6.450% due 05/30/2044	3,400	3,770
6.500% due 11/07/2048	3,400	3,794
Perusahaan Listrik Negara PT		
5.250% due 10/24/2042	6,400	6,128
6.150% due 05/21/2048	2,100	2,244
		<u>23,099</u>
SOVEREIGN ISSUES 1.3%		
Indonesia Government International Bond		
4.750% due 02/11/2029	300	314
5.125% due 01/15/2045	600	620
5.250% due 01/08/2047	2,300	2,419
Lembaga Pembiayaan Ekspor Indonesia		
3.875% due 04/06/2024	2,400	2,386
Perusahaan Penerbit SBSN Indonesia III		
3.400% due 03/29/2022	2,400	2,384
4.450% due 02/20/2029	1,400	1,402
		<u>9,525</u>
Total Indonesia (Cost \$31,585)		<u>32,624</u>

	額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)		額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
IRELAND 0.4%			Sberbank of Russia Via SB Capital S.A.		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.4%			6.125% due 02/07/2022	\$ 800	\$ 833
Vnesheconombank Via VEB Finance PLC			Total Luxembourg (Cost \$25,761)		25,867
5.942% due 11/21/2023	\$ 700	\$ 709			
6.902% due 07/09/2020	2,100	2,149	MALAYSIA 0.0%		
Total Ireland (Cost \$2,710)		2,858	CORPORATE BONDS & NOTES 0.0%		
			Petronas Capital Ltd.		
IVORY COAST 1.1%			4.500% due 03/18/2045	100	107
SOVEREIGN ISSUES 1.1%			Total Malaysia (Cost \$99)		107
Ivory Coast Government International Bond					
5.125% due 06/15/2025	EUR 3,500	4,046	MEXICO 3.6%		
5.250% due 03/22/2030	2,700	2,940	CORPORATE BONDS & NOTES 2.1%		
5.750% due 12/31/2032	\$ 133	126	Banco Nacional de Comercio Exterior SNC		
6.625% due 03/22/2048	EUR 900	965	3.800% due 08/11/2026	1,500	1,461
Total Ivory Coast (Cost \$8,626)		8,077			
			Comision Federal de Electricidad		
JAMAICA 0.7%			6.125% due 06/16/2045	300	307
SOVEREIGN ISSUES 0.7%					
Jamaica Government International Bond			Petroleos Mexicanos		
6.750% due 04/28/2028	\$ 2,300	2,554	6.500% due 03/13/2027	2,900	2,807
7.875% due 07/28/2045	1,900	2,261	6.625% due 06/15/2035	2,150	1,956
Total Jamaica (Cost \$4,199)		4,815	6.625% due 06/15/2038	4,400	3,905
			8.625% due 02/01/2022	4,580	4,935
JORDAN 0.7%					15,371
SOVEREIGN ISSUES 0.7%					
Jordan Government International Bond			SOVEREIGN ISSUES 1.5%		
5.750% due 01/31/2027	3,000	2,941	Mexico Government International Bond		
7.375% due 10/10/2047	2,000	1,960	5.750% due 10/12/2110	10,500	10,382
Total Jordan (Cost \$4,763)		4,901	Total Mexico (Cost \$27,319)		25,753
KAZAKHSTAN 1.3%			MONGOLIA 1.7%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.3%			SOVEREIGN ISSUES 1.7%		
KazMunayGas National Co. JSC			Mongolia Government International Bond		
5.375% due 04/24/2030	2,300	2,388	5.125% due 12/05/2022	8,515	8,576
			5.625% due 05/01/2023	400	405
SOVEREIGN ISSUES 1.0%			8.750% due 03/09/2024	2,800	3,160
Kazakhstan Government International Bond			Total Mongolia (Cost \$12,050)		12,141
1.550% due 11/09/2023	EUR 1,500	1,746			
2.375% due 11/09/2028	2,200	2,549	NAMIBIA 0.1%		
4.875% due 10/14/2044	\$ 1,600	1,684	SOVEREIGN ISSUES 0.1%		
6.500% due 07/21/2045	1,000	1,272	Namibia Government International Bond		
		7,251	5.250% due 10/29/2025	1,000	958
Total Kazakhstan (Cost \$9,046)		9,639	Total Namibia (Cost \$993)		958
KENYA 0.5%			NETHERLANDS 0.7%		
SOVEREIGN ISSUES 0.5%			CORPORATE BONDS & NOTES 0.7%		
Kenya Government International Bond			Kazakhstan Temir Zholy Finance BV		
5.875% due 06/24/2019	1,700	1,709	6.950% due 07/10/2042	4,330	4,978
7.250% due 02/28/2028	200	203	Total Netherlands (Cost \$5,098)		4,978
8.250% due 02/28/2048	1,900	1,920			
Total Kenya (Cost \$3,795)		3,832			
			NIGERIA 4.1%		
LUXEMBOURG 3.6%			SOVEREIGN ISSUES 4.1%		
CORPORATE BONDS & NOTES 3.6%			Nigeria Government International Bond		
Gazprom Neft OAO Via GPN Capital S.A.			6.375% due 07/12/2023 (e)	8,700	8,974
4.375% due 09/19/2022	9,100	9,032	6.500% due 11/28/2027	5,800	5,716
			6.750% due 01/28/2021	200	207
Gazprom OAO Via Gaz Capital S.A.			7.143% due 02/23/2030	5,500	5,498
2.949% due 01/24/2024	EUR 1,400	1,626	7.625% due 11/21/2025	2,600	2,770
4.950% due 03/23/2027	\$ 1,700	1,673	7.696% due 02/23/2038	400	396
5.150% due 02/11/2026	8,700	8,710	7.875% due 02/16/2032	700	719
5.999% due 01/23/2021	300	312	8.747% due 01/21/2031	3,400	3,722
6.510% due 03/07/2022	1,800	1,902	9.248% due 01/21/2049	1,200	1,334
8.625% due 04/28/2034	1,400	1,779	Total Nigeria (Cost \$28,946)		29,336

	額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
OMAN 2.7%		
SOVEREIGN ISSUES 2.7%		
Oman Government International Bond		
4.125% due 01/17/2023	\$ 1,700	\$ 1,638
5.375% due 03/08/2027	7,800	7,319
5.625% due 01/17/2028	2,950	2,793
6.500% due 03/08/2047	2,400	2,131
Oman Sovereign Sukuk SAOC		
4.397% due 06/01/2024	4,600	4,347
5.932% due 10/31/2025	1,200	1,201
Total Oman (Cost \$20,189)		<u>19,429</u>
PAKISTAN 0.6%		
SOVEREIGN ISSUES 0.6%		
Pakistan Government International Bond		
6.875% due 12/05/2027	2,000	1,936
Third Pakistan International Sukuk Co. Ltd.		
5.500% due 10/13/2021 (e)	1,500	1,487
5.625% due 12/05/2022	600	587
Total Pakistan (Cost \$4,005)		<u>4,010</u>
PANAMA 2.6%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.1%		
Aeropuerto Internacional de Tocumen S.A.		
6.000% due 11/18/2048	1,000	1,069
SOVEREIGN ISSUES 2.5%		
Panama Government International Bond		
4.300% due 04/29/2053	6,200	6,084
8.125% due 04/28/2034	4,400	6,093
9.375% due 01/16/2023	4,500	5,568
		<u>17,745</u>
Total Panama (Cost \$17,022)		<u>18,814</u>
PAPUA NEW GUINEA 0.3%		
SOVEREIGN ISSUES 0.3%		
Papua New Guinea Government International Bond		
8.375% due 10/04/2028	2,250	2,396
Total Papua New Guinea (Cost \$2,251)		<u>2,396</u>
PARAGUAY 0.5%		
SOVEREIGN ISSUES 0.5%		
Paraguay Government International Bond		
4.625% due 01/25/2023	300	307
6.100% due 08/11/2044	3,100	3,416
Total Paraguay (Cost \$3,405)		<u>3,723</u>
PERU 1.8%		
SOVEREIGN ISSUES 1.8%		
Fondo MIVIVIENDA S.A.		
3.500% due 01/31/2023	7,000	6,958
Peru Government International Bond		
5.940% due 02/12/2029	PEN 15,100	4,723
6.550% due 03/14/2037	\$ 705	921
Total Peru (Cost \$12,329)		<u>12,602</u>
QATAR 0.1%		
SOVEREIGN ISSUES 0.1%		
Qatar Government International Bond		
3.875% due 04/23/2023	900	923
Total Qatar (Cost \$897)		<u>923</u>

	額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
ROMANIA 0.6%		
SOVEREIGN ISSUES 0.6%		
Romania Government International Bond		
2.375% due 04/19/2027	EUR 2,000	\$ 2,290
2.875% due 05/26/2028	1,700	1,951
Total Romania (Cost \$4,407)		<u>4,241</u>
RUSSIA 0.3%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.3%		
SCF Capital Designated Activity Co.		
5.375% due 06/16/2023	\$ 2,400	2,389
Total Russia (Cost \$2,400)		<u>2,389</u>
SAUDI ARABIA 0.8%		
SOVEREIGN ISSUES 0.8%		
Saudi Government International Bond		
4.375% due 04/16/2029	3,300	3,371
5.250% due 01/16/2050	2,200	2,306
Total Saudi Arabia (Cost \$5,469)		<u>5,677</u>
SENEGAL 0.8%		
SOVEREIGN ISSUES 0.8%		
Senegal Government International Bond		
4.750% due 03/13/2028	EUR 2,100	2,336
6.250% due 05/23/2033	\$ 200	191
6.750% due 03/13/2048	3,400	3,107
Total Senegal (Cost \$6,206)		<u>5,634</u>
SERBIA 0.6%		
SOVEREIGN ISSUES 0.6%		
Serbia Government International Bond		
4.875% due 02/25/2020	4,100	4,142
Total Serbia (Cost \$4,154)		<u>4,142</u>
SINGAPORE 0.9%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.9%		
BOC Aviation Ltd.		
2.750% due 09/18/2022	4,000	3,876
4.000% due 01/25/2024	2,850	2,873
Total Singapore (Cost \$6,824)		<u>6,749</u>
SOUTH AFRICA 1.9%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.4%		
Eskom Holdings SOC Ltd.		
5.750% due 01/26/2021	6,000	5,973
6.350% due 08/10/2028	1,700	1,746
6.750% due 08/06/2023	2,600	2,625
		<u>10,344</u>
SOVEREIGN ISSUES 0.5%		
South Africa Government International Bond		
5.375% due 07/24/2044	1,600	1,489
6.300% due 06/22/2048 (e)	2,000	2,047
		<u>3,536</u>
Total South Africa (Cost \$14,031)		<u>13,880</u>
SPAIN 0.5%		
SOVEREIGN ISSUES 0.5%		
Autonomous Community of Catalonia		
4.900% due 09/15/2021	EUR 3,100	3,807
Total Spain (Cost \$3,525)		<u>3,807</u>

	額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
SRI LANKA 3.5%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.6%		
National Savings Bank		
5.150% due 09/10/2019	\$ 4,600	\$ 4,598
SOVEREIGN ISSUES 2.9%		
Sri Lanka Government International Bond		
6.200% due 05/11/2027	2,700	2,508
6.250% due 10/04/2020	9,500	9,548
6.250% due 07/27/2021	8,315	8,386
		20,442
Total Sri Lanka (Cost \$25,203)		25,040
SUPRANATIONAL 0.2%		
SOVEREIGN ISSUES 0.2%		
Africa Finance Corp.		
4.375% due 04/29/2020	1,400	1,406
Total Supranational (Cost \$1,397)		1,406
TANZANIA 0.4%		
SOVEREIGN ISSUES 0.4%		
Tanzania Government International Bond		
8.544% due 03/09/2020	2,667	2,721
Total Tanzania (Cost \$2,680)		2,721
TRINIDAD AND TOBAGO 0.2%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.2%		
Petroleum Company of Trinidad & Tobago Ltd.		
6.000% due 05/08/2022	1,552	1,446
Total Trinidad and Tobago (Cost \$1,560)		1,446
TUNISIA 0.9%		
SOVEREIGN ISSUES 0.9%		
Banque Centrale de Tunisie International Bond		
3.280% due 08/09/2027	¥ 900,000	6,449
Total Tunisia (Cost \$8,306)		6,449
TURKEY 4.5%		
SOVEREIGN ISSUES 4.5%		
Export Credit Bank of Turkey		
5.375% due 10/24/2023	\$ 2,600	2,465
8.250% due 01/24/2024	5,100	5,316
Turkey Government International Bond		
3.250% due 03/23/2023	2,300	2,106
5.750% due 03/22/2024	2,300	2,261
5.750% due 05/11/2047	6,000	4,996
6.125% due 10/24/2028	3,100	2,951
6.750% due 05/30/2040	6,200	5,866
7.250% due 12/23/2023	3,100	3,237
7.250% due 03/05/2038	1,500	1,499
7.625% due 04/26/2029	1,500	1,567
Total Turkey (Cost \$33,888)		32,264
UKRAINE 3.5%		
SOVEREIGN ISSUES 3.5%		
Ukraine Government International Bond		
0.000% due 05/31/2040	1,000	648
7.375% due 09/25/2032	3,800	3,285
7.750% due 09/01/2020	6,200	6,164
7.750% due 09/01/2021	8,700	8,574
7.750% due 09/01/2022	600	586
7.750% due 09/01/2023	2,500	2,406
7.750% due 09/01/2024	600	567
7.750% due 09/01/2027	3,400	3,120
Total Ukraine (Cost \$26,209)		25,350

	額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
UNITED ARAB EMIRATES 1.0%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.0%		
Abu Dhabi Crude Oil Pipeline LLC		
3.650% due 11/02/2029	\$ 7,200	\$ 7,080
Total United Arab Emirates (Cost \$6,777)		7,080
UNITED KINGDOM 0.9%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.3%		
State Savings Bank of Ukraine Via SSB #1 PLC		
9.375% due 03/10/2023	2,231	2,243
SOVEREIGN ISSUES 0.6%		
Ukreximbank Via Biz Finance PLC		
9.625% due 04/27/2022	4,150	4,186
Total United Kingdom (Cost \$6,518)		6,429
URUGUAY 1.8%		
SOVEREIGN ISSUES 1.8%		
Uruguay Government International Bond		
4.375% due 01/23/2031	2,400	2,452
7.625% due 03/21/2036	2,290	3,100
7.875% due 01/15/2033	5,540	7,540
Total Uruguay (Cost \$12,152)		13,092
VENEZUELA 1.7%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.7%		
Petroleos de Venezuela S.A.		
5.500% due 04/12/2037 (c)	20,990	4,985
SOVEREIGN ISSUES 1.0%		
Venezuela Government International Bond (c)		
7.000% due 03/31/2038	10,900	3,243
7.650% due 04/21/2025	8,215	2,423
9.250% due 09/15/2027	4,520	1,435
11.950% due 08/05/2031	340	106
		7,207
Total Venezuela (Cost \$29,413)		12,192
ZAMBIA 0.4%		
SOVEREIGN ISSUES 0.4%		
Zambia Government International Bond		
5.375% due 09/20/2022	2,200	1,726
8.970% due 07/30/2027	1,100	894
Total Zambia (Cost \$2,528)		2,620
SHORT-TERM INSTRUMENTS 4.3%		
REPURCHASE AGREEMENTS (d) 4.2%		30,115
TIME DEPOSITS 0.1%		
Australia and New Zealand Banking Group Ltd.		
1.900% due 03/01/2019	147	147
Bank of Nova Scotia		
1.900% due 03/01/2019	246	246
Brown Brothers Harriman & Co.		
(0.270%) due 03/01/2019	¥ 11	0
5.390% due 03/01/2019	ZAR 1	0
Citibank N.A.		
0.360% due 03/01/2019	GBP 6	8
1.900% due 03/01/2019	\$ 57	57

		額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)		額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
Deutsche Bank AG				Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.		
(0.570%) due 03/01/2019	EUR	26	\$ 30	(0.270%) due 03/01/2019	¥ 1,081	\$ 10
0.870% due 03/01/2019	CAD	6	4			1,122
1.900% due 03/01/2019	\$	100	100	Total Short-Term Instruments		31,237
				(Cost \$31,237)		
HSBC Bank PLC						
(0.570%) due 03/01/2019	EUR	1	1	Total Investments in Securities 101.6%		
0.360% due 03/01/2019	GBP	12	16	(Cost \$751,952)	\$	729,966
5.390% due 03/01/2019	ZAR	5	0			
JPMorgan Chase Bank N.A.				Financial Derivative		
1.900% due 03/01/2019	\$	246	246	Instruments (f) (h) 0.1%		629
				(Cost or Premiums, net \$(369))		
MUFG Bank Ltd.				Other Assets and Liabilities, net (1.7%)		(11,766)
(0.270%) due 03/01/2019	¥	5,889	53	Net Assets 100.0%		\$ 718,829
Royal Bank of Canada						
0.870% due 03/01/2019	CAD	1	0			
Sumitomo Mitsui Banking Corp.						
(0.270%) due 03/01/2019	¥	7,840	70			
1.900% due 03/01/2019	\$	134	134			

NOTES TO SCHEDULE OF INVESTMENTS (AMOUNTS IN THOUSANDS*, EXCEPT NUMBER OF CONTRACTS):

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

(a) Contingent convertible security.

(b) Perpetual maturity; date shown, if applicable, represents next contractual call date.

(c) Security is in default.

BORROWINGS AND OTHER FINANCING TRANSACTIONS

(d) REPURCHASE AGREEMENTS:

取引相手	貸出金利	決済日	満期日	元本金額	担保	受入担保 (時価評価額)	現先取引 (時価評価額)	現先取引に係る未収金 ⁽¹⁾
BOS	2.300%	02/28/2019	03/07/2019	\$ 2,315	U.S. Treasury Bonds 3.000% due 08/15/2048	\$ (2,312)	\$ 2,315	\$ 2,316
NOM	2.600%	02/28/2019	03/01/2019	27,800	U.S. Treasury Notes 2.250% due 02/15/2021	(28,348)	27,800	27,802
Total Repurchase Agreements						\$ (30,660)	\$ 30,115	\$ 30,118

REVERSE REPURCHASE AGREEMENTS:

取引相手	借入金利	借入日	満期日	借入額 ⁽³⁾	逆現先取引に係る未払金
JML	0.500%	02/08/2019	3/14/2019	\$ (6,427)	\$ (6,429)
JML	2.100%	01/18/2019	TBD ⁽²⁾	(979)	(981)
MEI	0.250%	02/27/2019	TBD ⁽²⁾	(1,644)	(1,643)
MEI	1.750%	02/27/2019	3/19/2019	(2,060)	(2,061)
Total Reverse Repurchase Agreements					\$ (11,114)

CERTAIN TRANSFERS ACCOUNTED FOR AS SECURED BORROWINGS

	逆現先取引の契約満期までの残存期間				合計
	翌日物および 継続	30日まで	31日から90日	90日超	
Reverse Repurchase Agreements					
Non-U.S. Government Debt	\$ 0	\$ (8,490)	\$ 0	\$ (2,624)	\$ (11,114)
Total Reverse Repurchase Agreements	\$ 0	\$ (8,490)	\$ 0	\$ (2,624)	\$ (11,114)
Total Borrowings	\$ 0	\$ (8,490)	\$ 0	\$ (2,624)	\$ (11,114)
Payable for Reverse Repurchase Agreements				\$	(11,114)

SHORT SALES:

取引相手	銘柄	クーポン	満期日	元本金額	受領額	空売りに係る 未払金 ⁽⁴⁾
BCY	U.S. Treasury Bonds	3.000%	08/15/2048	\$ 2,350	\$ (2,342)	\$ (2,312)
Total Short Sales					\$ (2,342)	\$ (2,312)

BORROWINGS AND OTHER FINANCING TRANSACTIONS SUMMARY

The following is a summary by counterparty of the market value of Borrowings and Other Financing Transactions and collateral pledged/(received) as of February 28, 2019:

(e) Securities with an aggregate market value of \$11,203 have been pledged as collateral under the terms of the following master agreements as of February 28, 2019.

取引相手	現先取引 に係る未収金	逆現先取引 に係る未払金	買戻し条件付 売買取引に係る 未払金	空売り に係る未払金	借入金および その他の 金融取引合計	差入／ (受入) 担保	エクスポ ージャー 純額 (5)
Global/Master Repurchase Agreement							
BOS	\$ 2,316	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 2,316	\$(2,312)	4
JML	0	(7,410)	0	0	(7,410)	7,505	95
MEI	0	(3,704)	0	0	(3,704)	3,698	(6)
NOM	27,802	0	0	0	27,802	(28,348)	(546)
Master Securities Forward Transactions Agreement							
BCY	0	0	0	(2,312)	(2,312)	0	(2,312)
Total Borrowings and Other Financing Transactions	\$ 30,118	\$ (11,114)	\$ 0	\$(2,312)			

(1) Includes accrued interest.

(2) Open maturity reverse repurchase agreement.

(3) The average amount of borrowings outstanding during the period ended February 28, 2019 was \$6,384 at a weighted average interest rate of 0.985%. Average borrowings may include sale-buyback transactions and reverse repurchase agreements, if held during the period.

(4) Includes \$3 of interest payable on short sales.

(5) Net exposure represents the net receivable/(payable) that would be due from/to the counterparty in the event of default.

Exposure from borrowings and other financing transactions can only be netted across transactions governed under the same master agreement with the same legal entity. See Note 8, Master Netting Arrangements, in the Notes to Financial Statements for more information regarding master netting arrangements.

(f) FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS: EXCHANGE-TRADED OR CENTRALLY CLEARED

FUTURES CONTRACTS:

銘柄	種類	限月	契約数	未実現 評価益／(損)	変動証拠金	
					資産	負債
90-Day Eurodollar December Futures	Short	12/2019	214	\$ (150)	\$ 11	\$ 0
U.S. Treasury 2-Year Note June Futures	Short	06/2019	63	9	6	0
U.S. Treasury 10-Year Note June Futures	Long	06/2019	398	(143)	0	(87)
Total Futures Contracts				\$ (284)	\$ 17	\$ (87)

SWAP AGREEMENTS:

INTEREST RATE SWAPS

変動金利の 支払／受取	変動金利インデックス	固定金利	満期日	想定元本	時価	未実現 評価益／(損)	変動証拠金	
							資産	負債
Pay	3-Month USD-LIBOR ⁽¹⁾	2.600%	03/16/2021	\$ 44,700	\$ 22	\$ 63	\$ 0	\$ (10)
Receive	3-Month USD-LIBOR ⁽¹⁾	2.643%	03/16/2022	44,700	(67)	(103)	9	0
Pay	3-Month USD-LIBOR	1.500%	06/21/2027	24,600	(2,237)	(369)	0	(32)
Total Swap Agreements					\$ (2,282)	\$ (409)	\$ 9	\$ (42)

FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS: EXCHANGE-TRADED OR CENTRALLY CLEARED SUMMARY

The following is a summary of the market value and variation margin of Exchange-Traded or Centrally Cleared Financial Derivative Instruments as of February 28, 2019:

- (g) Cash of \$1,286 has been pledged as collateral for exchange-traded and centrally cleared financial derivative instruments as of February 28, 2019. See Note 8, Master Netting Arrangements, in the Notes to Financial Statements for more information regarding master netting arrangements.

	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債			
	時価	未収変動証拠金		合計	時価	未払変動証拠金		合計
	買建 オプション	先物	スワップ 契約		売建 オプション	先物	スワップ 契約	
Total Exchange-Traded or Centrally Cleared	\$ 0	\$ 17	\$ 9	\$ 26	\$ 0	\$ (87)	\$ (42)	\$ (129)

- (1) This instrument has a forward starting effective date. See Note 2, Securities Transactions and Investment Income, in the Notes to Financial Statements for further information.

(h) FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS: OVER THE COUNTER

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS:

取引相手	決済月	受渡し通貨		受取通貨	未実現評価益／（損）	
					資産	負債
BOA	03/2019	EUR	45,740	\$ 52,702	\$ 618	\$ 0
BRC	03/2019	JPY	713,739	6,545	133	0
BRC	03/2019	\$	6,441	JPY 713,739	0	(29)
BRC	04/2019	JPY	713,739	\$ 6,456	29	0
CBK	03/2019	EUR	1,784	2,048	17	0
JPM	04/2019		47,524	54,247	0	(4)
Total Forward Foreign Currency Contracts					\$ 797	\$ (33)

SWAP AGREEMENTS:

CREDIT DEFAULT SWAPS ON CORPORATE, SOVEREIGN, AND U.S. MUNICIPAL ISSUES – BUY PROTECTION⁽¹⁾

取引相手	参照債券	固定金利 の（支払）	満期日	2019年2月 28日時点の インプライ ド・クレ ジット・ス プレッド ⁽³⁾	想定元本 ⁽⁴⁾	プレミアム 支払額／ （受領額）	未実現評価益／ （損）	スワップ契約 （時価評価額）	
								資産	負債
BPS	Russia Government International Bond	(1.000%)	06/20/2023	1.204%	\$ 4,800	\$ 127	\$ (97)	\$ 30	\$ 0
DUB	Russia Government International Bond	(1.000%)	06/20/2023	1.204%	12,100	356	(281)	75	0
							\$ 483	\$ (378)	\$ 105
							\$ 483	\$ (378)	\$ 105

CREDIT DEFAULT SWAPS ON CORPORATE, SOVEREIGN, AND U.S. MUNICIPAL ISSUES – SELL PROTECTION⁽²⁾

取引相手	参照債券	固定金利 の受取	満期日	2019年2月 28日時点の インプライ ド・クレ ジット・ス プレッド ⁽³⁾	想定元本 ⁽⁴⁾	プレミアム 支払額／ (受取額)	未実現評価益／ (損)	スワップ契約 (時価評価額)	
								資産	負債
BOA	Qatar Government International Bond	1.000%	06/20/2023	0.642%	\$ 2,500	\$ 11	\$ 31	\$ 42	0
BOA	Saudi Government International Bond	1.000%	12/20/2023	0.833%	5,300	24	26	50	0
BRC	Egypt Government International Bond	1.000%	12/20/2019	2.052%	7,800	(89)	39	0	(50)
BRC	Petrobras Global Finance BV	1.000%	06/20/2023	1.835%	4,000	(259)	134	0	(125)
BRC	Qatar Government International Bond	1.000%	06/20/2022	0.485%	500	(3)	12	9	0
DUB	Egypt Government International Bond	1.000%	06/20/2019	1.792%	1,300	(5)	4	0	(1)
FBF	Ecuador Government International Bond	5.000%	12/20/2020	3.696%	1,900	(88)	149	61	0
GST	South Africa Government International Bond	1.000%	12/20/2023	1.751%	7,600	(364)	129	0	(235)
HUS	Argentina Government International Bond	5.000%	03/20/2019	1.682%	500	2	4	6	0
HUS	Brazil Government International Bond	1.000%	03/20/2019	0.458%	1,600	(2)	5	3	0
JPM	Argentina Government International Bond	5.000%	06/20/2019	2.311%	1,700	11	20	31	0
JPM	Egypt Government International Bond	1.000%	06/20/2019	1.792%	700	(7)	7	0	0
MYC	Qatar Government International Bond	1.000%	12/20/2022	0.553%	1,700	(3)	34	31	0
NGF	Egypt Government International Bond	1.000%	06/20/2019	1.792%	14,900	(57)	50	0	(7)
NGF	Qatar Government International Bond	1.000%	06/20/2022	0.485%	2,600	(23)	71	48	0
						\$ (852)	\$ 715	\$ 281	\$ (418)
Total Swap Agreements						\$ (369)	\$ 337	\$ 386	\$ (418)

FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS: OVER THE COUNTER SUMMARY

The following is a summary by counterparty of the market value of OTC financial derivative instruments and collateral pledged/(received) as of February 28, 2019:

- (i) Cash of \$551 has been pledged as collateral for financial derivative instruments as governed by International Swaps and Derivatives Association, Inc. master agreements as of February 28, 2019.

取引相手	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債				店頭デリバ ティブの時 価純額	差入／ (受入)担保	エクスポ ージャー純額 ⁽⁵⁾
	先渡為替 契約	買建 オプション	スワップ 契約	店頭取引 合計	先渡為替 契約	売建 オプション	スワップ 契約	店頭取引 合計			
BOA	\$ 618	\$ 0	\$ 92	\$ 710	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 710	\$ (860)	\$ (150)
BPS	0	0	30	30	0	0	0	0	30	(70)	(40)
BRC	162	0	9	171	(29)	0	(175)	(204)	(33)	191	158
CBK	17	0	0	17	0	0	0	0	17	0	17
DUB	0	0	75	75	0	0	(1)	(1)	74	(440)	(366)
FBF	0	0	61	61	0	0	0	0	61	0	61
GST	0	0	0	0	0	0	(235)	(235)	(235)	360	125
HUS	0	0	9	9	0	0	0	0	9	0	9
JPM	0	0	31	31	(4)	0	0	(4)	27	0	27
MYC	0	0	31	31	0	0	0	0	31	0	31
NGF	0	0	48	48	0	0	(7)	(7)	41	0	41
Total Over the Counter	\$ 797	\$ 0	\$ 386	\$ 1,183	\$ (33)	\$ 0	\$ (418)	\$ (451)			

- (1) If the Fund is a buyer of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Fund will either (i) receive from the seller of protection an amount equal to the notional amount of the swap and deliver the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index or (ii) receive a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index.
- (2) If the Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index.
- (3) Implied credit spreads, represented in absolute terms, utilized in determining the market value of credit default swap agreements on corporate issues, U.S. Municipal issues or sovereign issues as of period end serve as indicators of the current status of the payment/performance risk and represent the likelihood or risk of default for the credit derivative. The implied credit spread of a particular referenced entity reflects the cost of buying/selling protection and may include upfront payments required to be made to enter into the agreement. Wider credit spreads represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.
- (4) The maximum potential amount the Fund could be required to pay as a seller of credit protection or receive as a buyer of credit protection if a credit event occurs as defined under the terms of that particular swap agreement.
- (5) Net exposure represents the net receivable/(payable) that would be due from/to the counterparty in the event of default. Exposure from OTC financial derivative instruments can only be netted across transactions governed under the same master agreement with the same legal entity. See Note 8, Master Netting Arrangements, in the Notes to Financial Statements for more information regarding master netting arrangements.

FAIR VALUE OF FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS

The following is a summary of the fair valuation of the Fund's derivative instruments categorized by risk exposure:

Fair Values of Financial Derivative Instruments on the Statements of Assets and Liabilities as of February 28, 2019:

	Derivatives not accounted for as hedging instruments					
	Commodity Contracts	Credit Contracts	Equity Contracts	Foreign Currency Contracts	Interest Rate Contracts	Total
Financial Derivative Instruments - Assets						
Exchange-traded or centrally cleared						
Futures	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 17	\$ 17
Swap Agreements	0	0	0	0	9	9
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 26	\$ 26
Over the counter						
Forward Foreign Currency Contracts	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 797	\$ 0	\$ 797
Swap Agreements	0	386	0	0	0	386
	\$ 0	\$ 386	\$ 0	\$ 797	\$ 0	\$ 1,183
	\$ 0	\$ 386	\$ 0	\$ 797	\$ 26	\$ 1,209
Financial Derivative Instruments - Liabilities						
Exchange-traded or centrally cleared						
Futures	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (87)	\$ (87)
Swap Agreements	0	0	0	0	(42)	(42)
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (129)	\$ (129)
Over the counter						
Forward Foreign Currency Contracts	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (33)	\$ 0	\$ (33)
Swap Agreements	0	(418)	0	0	0	(418)
	\$ 0	\$ (418)	\$ 0	\$ (33)	\$ 0	\$ (451)
	\$ 0	\$ (418)	\$ 0	\$ (33)	\$ (129)	\$ (580)

The Effect of Financial Derivative Instruments on the Statements of Operations for the period ended February 28, 2019:

	Derivatives not accounted for as hedging instruments					
	Commodity Contracts	Credit Contracts	Equity Contracts	Foreign Currency Contracts	Interest Rate Contracts	Total
Net Realized Gain (Loss) on Financial Derivative Instruments						
Exchange-traded or centrally cleared						
Written Options	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 175	\$ 175
Futures	0	0	0	0	596	596
Swap Agreements	0	0	0	0	(165)	(165)
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 606	\$ 606
Over the counter						
Forward Foreign Currency Contracts	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 10,501	\$ 0	\$ 10,501
Swap Agreements	0	2,027	0	0	0	2,027
	\$ 0	\$ 2,027	\$ 0	\$ 10,501	\$ 0	\$ 12,528
	\$ 0	\$ 2,027	\$ 0	\$ 10,501	\$ 606	\$ 13,134
Net Change in Unrealized Appreciation (Depreciation) on Financial Derivative Instruments						
Exchange-traded or centrally cleared						
Futures	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (305)	\$ (305)
Swap Agreements	0	0	0	0	586	586
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 281	\$ 281
Over the counter						
Forward Foreign Currency Contracts	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 438	\$ 0	\$ 438
Swap Agreements	0	(1,401)	0	0	0	(1,401)
	\$ 0	\$ (1,401)	\$ 0	\$ 438	\$ 0	\$ (963)
	\$ 0	\$ (1,401)	\$ 0	\$ 438	\$ 281	\$ (682)

FAIR VALUE MEASUREMENTS

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as of February 28, 2019 in valuing the Fund's assets and liabilities:

Category and Sub-category	Level 1	Level 2	Level 3	Fair Value at 02/28/2019	Category and Sub-category	Level 1	Level 2	Level 3	Fair Value at 02/28/2019
Investments in Securities, at Value					Investments in Securities, at Value				
Albania					Ghana				
Sovereign Issues	\$ 0	\$ 2,571	\$ 0	\$ 2,571	Sovereign Issues	\$ 0	\$ 11,404	\$ 0	\$ 11,404
Angola					Guatemala				
Sovereign Issues	0	3,487	0	3,487	Sovereign Issues	0	1,974	0	1,974
Argentina					Hong Kong				
Sovereign Issues	0	51,367	0	51,367	Corporate Bonds & Notes	0	7,402	0	7,402
Azerbaijan					India				
Corporate Bonds & Notes	0	10,638	0	10,638	Corporate Bonds & Notes	0	1,591	0	1,591
Sovereign Issues	0	1,536	0	1,536	Indonesia				
Bahamas					Corporate Bonds & Notes	0	23,099	0	23,099
Sovereign Issues	0	4,182	0	4,182	Sovereign Issues	0	9,525	0	9,525
Brazil					Ireland				
Corporate Bonds & Notes	0	54,128	0	54,128	Corporate Bonds & Notes	0	2,858	0	2,858
Cameroon					Ivory Coast				
Sovereign Issues	0	3,770	0	3,770	Sovereign Issues	0	8,077	0	8,077
Cayman Islands					Jamaica				
Corporate Bonds & Notes	0	17,528	731	18,259	Sovereign Issues	0	4,815	0	4,815
Sovereign Issues	0	1,531	0	1,531	Jordan				
Chile					Sovereign Issues	0	4,901	0	4,901
Corporate Bonds & Notes	0	14,001	0	14,001	Kazakhstan				
China					Corporate Bonds & Notes	0	2,388	0	2,388
Corporate Bonds & Notes	0	10,772	0	10,772	Sovereign Issues	0	7,251	0	7,251
Colombia					Kenya				
Corporate Bonds & Notes	0	9,015	0	9,015	Sovereign Issues	0	3,832	0	3,832
Sovereign Issues	0	8,253	0	8,253	Luxembourg				
Costa Rica					Corporate Bonds & Notes	0	25,867	0	25,867
Sovereign Issues	0	5,036	0	5,036	Malaysia				
Dominican Republic					Corporate Bonds & Notes	0	107	0	107
Sovereign Issues	0	23,328	0	23,328	Mexico				
Ecuador					Corporate Bonds & Notes	0	15,371	0	15,371
Sovereign Issues	0	21,440	0	21,440	Sovereign Issues	0	10,382	0	10,382
Egypt					Mongolia				
Sovereign Issues	0	17,861	0	17,861	Sovereign Issues	0	12,141	0	12,141
El Salvador					Namibia				
Sovereign Issues	0	4,792	0	4,792	Sovereign Issues	0	958	0	958

Category and Sub-category	Level 1	Level 2	Level 3	Fair Value at 02/28/2019
Investments in Securities, at Value				
Netherlands				
Corporate Bonds & Notes	\$ 0	\$ 4,978	\$ 0	\$ 4,978
Nigeria				
Sovereign Issues	0	29,336	0	29,336
Oman				
Sovereign Issues	0	19,429	0	19,429
Pakistan				
Sovereign Issues	0	4,010	0	4,010
Panama				
Corporate Bonds & Notes	0	1,069	0	1,069
Sovereign Issues	0	17,745	0	17,745
Papua New Guinea				
Sovereign Issues	0	2,396	0	2,396
Paraguay				
Sovereign Issues	0	3,723	0	3,723
Peru				
Sovereign Issues	0	12,602	0	12,602
Qatar				
Sovereign Issues	0	923	0	923
Romania				
Sovereign Issues	0	4,241	0	4,241
Russia				
Corporate Bonds & Notes	0	2,389	0	2,389
Saudi Arabia				
Sovereign Issues	0	5,677	0	5,677
Senegal				
Sovereign Issues	0	5,634	0	5,634
Serbia				
Sovereign Issues	0	4,142	0	4,142
Singapore				
Corporate Bonds & Notes	0	6,749	0	6,749
South Africa				
Corporate Bonds & Notes	0	10,344	0	10,344
Sovereign Issues	0	3,536	0	3,536
Spain				
Sovereign Issues	0	3,807	0	3,807

Category and Sub-category	Level 1	Level 2	Level 3	Fair Value at 02/28/2019
Investments in Securities, at Value				
Sri Lanka				
Corporate Bonds & Notes	\$ 0	\$ 4,598	\$ 0	\$ 4,598
Sovereign Issues	0	20,442	0	20,442
Supranational				
Sovereign Issues	0	1,406	0	1,406
Tanzania				
Sovereign Issues	0	2,721	0	2,721
Trinidad and Tobago				
Corporate Bonds & Notes	0	1,446	0	1,446
Tunisia				
Sovereign Issues	0	6,449	0	6,449
Turkey				
Sovereign Issues	0	32,264	0	32,264
Ukraine				
Sovereign Issues	0	25,350	0	25,350
United Arab Emirates				
Corporate Bonds & Notes	0	7,080	0	7,080
United Kingdom				
Corporate Bonds & Notes	0	2,243	0	2,243
Sovereign Issues	0	4,186	0	4,186
Uruguay				
Sovereign Issues	0	13,092	0	13,092
Venezuela				
Corporate Bonds & Notes	0	4,985	0	4,985
Sovereign Issues	0	7,207	0	7,207
Zambia				
Sovereign Issues	0	2,620	0	2,620
Short-Term Instruments	0	31,237	0	31,237
Total Investments	\$ 0	\$ 729,235	\$ 731	\$ 729,966
Short Sales, at value	\$ 0	\$ (2,312)	\$ 0	\$ (2,312)
Financial Derivative Instruments - Assets				
Exchange-traded or centrally cleared	17	9	0	26
Over the counter	0	1,183	0	1,183
	\$ 17	\$ 1,192	\$ 0	\$ 1,209

Category and Sub-category	Level 1	Level 2	Level 3	Fair Value at 02/28/2019
Financial Derivative Instruments - Liabilities				
Exchange- traded or centrally cleared	\$ (87)	\$ (42)	\$ 0	\$ (129)
Over the counter	0	(451)	0	(451)
	\$ (87)	\$ (493)	\$ 0	\$ (580)
Totals	\$ (70)	\$ 727,622	\$ 731	\$ 728,283

There were no significant transfers into or out of Level 3 during the period ended February 28, 2019.

IV. お知らせ

該当事項はありません。